第 7 回 石巻地域合併協議会

開催日: 平成15年11月27日(木) 場 所: 石巻ルネッサンス館

石巻地域合併協議会事務局

第7回 石巻地域合併協議会 資料目次

報	告事項			
	報告第 33	号	石巻地域合併協議会第1小委員会について・・・・・・・・・ [² 1
	報告第 34	号	石巻地域合併協議会第2小委員会について・・・・・・・・・ [² 5
協	議事項			
	協議第3号	·の 1	新市の名称(協定項目3)について・・・・・・・・・・・	9 8
	協議第4号	·の 1	新市の事務所の位置(協定項目4)について・・・・・・・・・	9
	協議第13号	·の 3	財産の取扱い(協定項目5)について・・・・・・・・・・	o 10
	協議第22号	·の 1	消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)について・・・・・・・	² 11
	協議第23号	·の 1	障害者福祉事業の取扱い(協定項目25-11)について・・・・・・・	² 12
	協議第24号	·の 1	下水道事業の取扱い(協定項目25-25)について・・・・・・・・	P 13
提	案 事 項			
	協議第 25	号	社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その1)・ F	P 15
	協議第 26	号	ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25-17)について・・・・・・ F	28
	協議第 27	号	建設関係事業の取扱い(協定項目25-23)について・・・・・・・	P 51
	協議第 28	号	公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目25-26)について・・・・・	73
そ	の他			
	・第8回	石巻地	域合併協議会の日程について・・・・・・・・・・・・・・	P 85

第7回 石巻地域合併協議会 次第

日 時: 平成15年11月27日(木)

午前9時30分~

場 所: 石巻ルネッサンス館

1階 マルチ交流ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 事
 - (1) 報告事項

報告第 33 号 石巻地域合併協議会第 1 小委員会について 報告第 34 号 石巻地域合併協議会第 2 小委員会について

(2) 協議事項

協議第3号の1 新市の名称(協定項目3)について

協議第4号の1 新市の事務所の位置(協定項目4)について

協議第13号の3 財産の取扱い(協定項目5)について

協議第22号の1 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)について

協議第23号の1 障害者福祉事業の取扱い(協定項目25-11)について

協議第24号の1 下水道事業の取扱い(協定項目25-25)について

(3) 提案事項

協議第 25 号 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その1)

協議第 26 号 ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25-17)について

協議第 27 号 建設関係事業の取扱い(協定項目25-23)について

協議第 28 号 公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目25-26)について

- (4) その他
 - ・第8回 石巻地域合併協議会の日程について
- 5 その他
- 6 閉 会

報告第33号

石巻地域合併協議会第1小委員会について

石巻地域合併協議会第1小委員会(第3回)について,別紙のとおり報告する。

平成15年11月27日提出

石巻地域合併協議会 会 長 土 井 喜 美 夫

平成15年11月25日

石巻地域合併協議会 会 長 土 井 喜 美 夫 殿

> 石巻地域合併協議会第 1 小委員会 委員長 山 下 壽 郎

石巻地域合併協議会第1小委員会(第3回)の報告について

石巻地域合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき,別紙のと おりご報告いたします。

第3回石巻地域合併協議会第1小委員会 概要報告書

開催日時 平成15年11月22日(土) 午前9時00分から

開催場所 宮城県石巻合同庁舎 5階 大会議室

出席委員 18名出席

項目

1 会議録署名委員の指名について

次のとおり指名した。

神山庄一郎(河北町2号委員)

萬代壽一(牡鹿町4号委員)

2 協議事項

(1)新市の名称候補名の選定について

第1小委員会資料(P1~P21)のとおり,事務局から説明を受け,協議の結果を次のとおり確認し,当小委員会として「石巻市(いしのまき市)が適当である」との附帯意見を付して,次回第7回協議会に提案するよう会長に報告することとした。

なお,懸賞の決定方法については,後日協議とすることとした。

新市の名称(協定項目3)

新市の名称は「

」とする。

新市の名称候補

- 1. 石巻市(いしのまきし)
- 2. いしのまき市(いしのまきし)
- 3.新石巻市(しんいしのまきし)
- 4. 南三陸市(みなみさんりくし)
- 5.日和市(ひよりし)
- 6.石の巻市(いしのまきし)

【意見】

・新市の名称の選定基準等について

応募数の上位5点を候補として,協議会へ提案したらどうか。

ほとんどの市町で「石巻市」が上位なので,小委員会として「石巻市」と決定したらどうか。 応募数の多い順ではなく,新市名としてふさわしい名称を2点か3点に絞って報告したらど うか。

応募数からみても「石巻市」という名称が多いので、その結果を尊重して、ひらがなの「い しのまき市」や「石の巻市」など表し方が違うものを候補として報告したらどうか。

・全ての記載事項を満たさない応募について

小委員会資料 (P5) のとおり, OK エラーの取扱いとし懸賞の対象からは除くことで確認した。

(2)新市の事務所の位置について

第1小委員会資料 (P23~P29) のとおり事務局から説明を受け、協議の結果、今までの確認事項をとりまとめた調整方針 (案)として次のとおり確認し、次回第7回協議会に提案するよう会長に報告することとした。

新市の事務所の位置(協定項目4)について

【調整方針案】(本庁一部分散方式)

新市の事務所の位置は,次のとおりとする。

- 1 新市の事務所の位置は,現在の石巻市役所の位置とする。
- 2 新市の事務所の設置方式は,本庁方式とし,当分の間,行政組織の一部を分散するものとする。なお,その分散する組織は合併時までに調整する。
- 3 現在の河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町・牡鹿町のそれぞれの役場の位置に 支所を置く。なお,支所の方式は,当分の間,総合支所方式とする。その機能・役割等 については,住民サービスの維持・向上及び合併による効率化等に配慮しながら,合併 時までに調整する。
- 4 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、新市において速やかに検討を開始するものとする。

【意見】

支所の方式について,「当分の間は~」とあるが,どの程度の期間を想定しているのか。 新庁舎建設を考慮し,総合的に考えていかなければならない。(事務局回答) 庁舎視察をし,合併後速やかに(2年くらい)新庁舎建設にとりかかった方がよいと思う。 物理的に2年という期間では難しいので,5~6年の幅をもたせて検討した方がよいと思う。

(3) 今後のスケジュールについて

・現在応募市名の提案理由等をとりまとめ中なので,事務局より第8回協議会終了後に開催したいとの提案があり,次のとおり確認した。

開催日 平成15年12月11日(木) 協議会終了後場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

報告第34号

石巻地域合併協議会第2小委員会について

石巻地域合併協議会第2小委員会(第5回)の開催結果について,別紙の とおり報告する。

平成15年11月27日提出

石巻地域合併協議会 会 長 土 井 喜 美 夫

平成 1 5 年 1 1 月 1 7 日

石巻地域合併協議会 会 長 土 井 喜 美 夫 殿

> 石巻地域合併協議会第 2 小委員会 委員長 武 者 賢 三

石巻地域合併協議会第2小委員会(第5回)の報告について

石巻地域合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき,別紙のと おりご報告いたします。

第5回石巻地域合併協議会第2小委員会 概要報告書

開催日時 平成15年11月13日(木) 午前11時00分から 開催場所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール " 2階 ディスカッションルーム

出席委員 21名

項目

1 会議録署名委員の指名について

次のとおり指名した。

阿部敏男(牡鹿町4号委員)齊藤 正(河北町4号委員)

2 協議事項

(1) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

・委員から,「異議がなければ調整方針を決定し,協議会へ提案したらどうか」との意見があり,事務局で事前に準備していた調整方針(案)について協議したところ,「継続協議としてほしい」との発言があり,継続協議とすることで確認した。

なお,12月に開催される第8回協議会において農業委員会関係を提案するために,11 月27日(木)の第7回協議会の終了後に次回会議を開催することで確認した。

(2)議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

各々の委員から,自分の主張する意見に関して補足説明等の意見聴集をしたが,意見集約に至らなかった。住民の意見を尊重するためにも,11月後半から12月中旬にかけて開催される住民懇談会の終了後に委員会を開催し,再度各委員から原則, 在任特例, 定数特例に関する意見を聞き,協議会へ提案する報告書の基本的案文を作成する方向で確認した。

(3)次回開催日程について

開催日 平成15年11月27日(木)協議会終了後場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

協議第3号の1

新市の名称(協定項目3)について

新市の名称について,次のとおり提案する。

平成15年11月27日提出

石巻地域合併協議会 会 長 土 井 喜 美 夫

項目	新市の名称(協定項目3)		
調整方針	新市の名称は「 」とする。 新市の名称候補		

平成 1 5 年 8 月 2 8 日 (第 1 小委員会付託) 平成 年 月 日(確認・継続協議)

協議第4号の1

新市の事務所の位置(協定項目4)について

新市の事務所の位置について,次のとおり提案する。

平成15年11月27日提出

石巻地域合併協議会 会 長 土 井 喜 美 夫

項 目 新市の事務所の位置(協定項目4)			
調整方針	新市の事務所の位置は、次のとおりとする。 1 新市の事務所の位置は、現在の石巻市役所の位置とする。 2 新市の事務所の設置方式は、本庁方式とし、当分の間、行政組織の一部を分散するものとする。なお、その分散する組織は合併時までに調整する。 3 現在の河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町・牡鹿町のそれぞれの役場の位置に支所を置く。なお、支所の方式は、当分の間、総合支所方式とする。その機能・役割等については、住民サービスの維持・向上及び合併による効率化等に配慮しながら、合併時までに調整する。 4 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、新市において速やかに検討を開始するものとする。		

平成15年 8月28日(第1小委員会付託) 平成 年 月 日(確認・継続協議)

協議第13号の3

財産の取扱い(協定項目5)について

財産の取扱いについて、協議を求める。

平成15年11月27日提出

石巻地域合併協議会 会 長 土 井 喜 美 夫

項目	財産の取扱い(協定項目5)
調整方針	1市6町の保有する財産及び債権債務は,すべて新市に引き継 ぐものとする。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日 (確認・継続協議) 平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日 (確認・継続協議) 平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日 (確認・継続協議) 平成 年 月 日(確認・継続協議)

協議第22号の1

消防防災関係事業の取扱い(協定項目 25-6)について

消防防災関係事業の取扱いについて、協議を求める。

平成15年11月27日提出

石巻地域合併協議会 会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	消防防災関係事業の取扱い(協定項目 25-6)
調整方針	消防防災関係事業の取扱いについては,次のとおりとする。 1 新市において防災会議を設置するとともに,速やかに地域防災計画を策定する。なお,計画が策定されるまでの間は,合併するそれぞれの市町の現行防災計画を準用する。 2 災害発生時においては,本庁に災害対策本部を設置し,現地に現地災害対策本部を置く。 3 防災行政無線は,当面,現行のとおりとし,新市において一体的な活用を図る。 4 自主防災組織及び自主防災組織への育成支援事業については,石巻市の例により実施する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日 (確認・継続協議) 平成 年 月 日(確認・継続協議)

協議第23号の1

障害者福祉事業の取扱い(協定項目 25-11)について

障害者福祉事業の取扱いについて、協議を求める。

平成15年11月27日提出

石巻地域合併協議会 会 長 土 井 喜 美 夫

項 目 障害者福祉事業の取扱い(協定項目 25-11)		
国 調整方針	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし、個別調整方針については、次のとおりとする。 1. 障害者基本計画については、新市において新たに計画を策定する。 2. 障害者団体については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努める。 3. 重度身体障害者居宅整備事業については、国の助成基準を基本に合併時に統一する。 4. 障害者スポーツ大会については、新市において大会を一本化することとし、新市において調整する。 5. 在宅障害者社会活動等支援事業については、新市においても石巻市の例により継続して実施することで調整する。また、声の市報の実施方法については、合併時までに調整する。 6. 福祉タクシー(障害者)利用助成事業及び自動車燃料費給付事業については、新市において、タクシー券と燃料券の選択ができる制度に統一することとし、対象者及び助成内容については、合併時までに調整する。 7. 障害者小規模作業所、精神障害者小規模作業所及び障害児拠点療育事業については、新市においても継続して実施する。	

平成15年11月13日(確認・継続協議) 平成 年 月 日(確認・継続協議)

協議第24号の1

下水道事業の取扱い (協定項目 25-25) について

下水道事業の取扱いについて、協議を求める。

平成15年11月27日提出

石巻地域合併協議会 会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	下水道事業の取扱い(協定項目 25-25)
調整方針	下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1 下水道に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、速やかに事業計画を策定し事業の推進を図る。 2 下水道使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、段階的に調整し、合併後5年以内に統一料金とする。また、農業集落排水事業に係る使用料については合併後5年以内に公共下水道との整合性を図る。なお、徴収業務については上水道の料金徴収と合わせて行うよう合併時まで調整する。 3 下水道事業受益者負担金(分担金)については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後5年以内に算定基準の統一を図る。また、前納報奨金制度については合併後5年以内に廃止する。なお、負担金の減免、督促手数料、延滞金については石巻市の例により合併時に統一する。 4 普及促進対策に係る助成制度については、既存の制度等を再編し、合併時に新たな制度として創設する。なお、各種工事費の補助制度については現行のとおり新市に引き継ぐ。 5 排水設備工事指定店の指定手数料については石巻市、牡鹿町の例により合併時に統一する。

平成15年11月13日(確認・継続協議) 平成 年 月 日(確認・継続協議)

協議第25号

社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目 25-13)について(その1)

社会・児童福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月27日提出

石巻地域合併協議会 会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目 25-13)
調整方針	社会・児童福祉事業のうち、社会福祉事業の取扱いについては次のとおりとする。 1 民生委員・児童委員の合併後の改選に伴う定数については新市において調整する。 2 民生委員推薦会に関することについては、各市町最低 1 名以上の委員を選任し、総委員数は現時点の上限 1 4 名とする。 3 災害見舞金支給に関することについては、法令に基づく事務事業は現行のとおりとし、市町の単独事業は合併時までに調整する。 4 日本赤十字社に関することについては、石巻市の例により合併時に統一するが、社費は一人当たり 5 0 0 円以上とする。なお、協賛委員会委員数については合併時までに調整する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25 - 13	協定項目の名称	社会・児童福祉事業の取扱い
調 整 方 針	1 民生委員・児童 2 民生委員推薦 数は現時点の上 3 災害見舞金支 町の単独事業に 4 日本赤十字社 人当たり500円	直委員の合併後の改選に伴うる 会に関することについては、各 限14名とする。 給に関することについては、法 は合併時までに調整する。 に関することについては、石巻	収扱いについては次のとおりとする。 定数については新市において調整する。 計市町最低1名以上の委員を選任し,総委員 で令に基づ〈事務事業は現行のとおりとし,市 時市の例により合併時に統一するが,社費は一 ままでに調整する。

	現			
項目	<i>T</i> * +	, שר די mT	1	;_ ± m_
(1) D T D				
(1) 民生委員・ 児童委員に関 すること	石 巻 市 「概要等」 民生委員は地域厚さため属るため属うを図るため属力を図るため属力を図るため属がらの本仕を図るため、児童委員を表して、別では、日本の	河 北 町 【概要等】 同左	雄 勝 町 【概要等】 同左	河 南 町 【概要等】 同左
	る区域を有している。 【定数】 民生委員児童委員 203人 主任児童委員20人	【定数】 民生委員児童委員 37人 主任児童委員 2人	【定数】 民生委員児童委員 15人 主任児童委員 2人	【定数】 民生委員児童委員 36人 主任児童委員 2人
(2) 民生委員推 薦会に関する こと	【名 称】 石巻市民生委員推薦会 (活動内容】 民生委員候補者が推薦基準を満たしているかどうか、個人審議をし県へ推薦する。	【名称】 河北町民生委員推薦 会 【活動内容】 同左	【名 称】 雄勝町民生委員推薦 会 【活動内容】 同左	【名 称】 河南町民生委員推薦 会 【活動内容】 同左
	【委員構成】 議会議員1名 民生 委員1名 社会福祉事	者2名 市町村の区域 を単位とする社会福祉 関係団体の代表者2名 教育に関係のある者2	委員1名 社会福祉事業の実施に関係のある 者1名 市区町村の区域を単位とする社会福祉団体の代表者1名	業の実施に関係のある 者1名 市区町村の区 域を単位とする社会福 祉団体の代表者1名 教育に関係のある者1
	委員 4,000円	委員 7,400円		委員 8,000円

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会·児童福祉分科会

況 桃 生 町	北上町	牡 鹿 町	調整の具体的内容
【概要等】 同左 【定数】 民生委員児童委員 17人 主任児童委員 2人	【概要等】 同左 【定数】 民生委員児童委員 10人 主任児童委員 2人	【定数】 同左 【定数】 民生委員児童委員 18人 主任児童委員 2人	合併後の改選に伴う定数については新市 において調整する。
【名 称】 桃生町民生委員推薦 会 【活動内容】 同左 【委員構成】 町議会議員1名 民	【名 北会 「	係のある者1名 市区 町村の区域を単位と する社会福祉団体の 代表者1名 教育に関 係のある者1名 関係 行政機関の職員1名	各市町最低1名以上の委員を選任し,委員数は現時点の上限の14名とする。

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25 - 13 t x	 協定項目の名称	社会·児童福祉事業(の取扱い
項目	*		現	
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(3) 見支関こ 災舞給すと 国法にづも 国法にづも	支信 死て 円そ 円 当よかたそ 円 度11のイ 口 合 八 二 2 イ 合 口 八 二 3 で	支に、大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、」では、「大のでは、「大のでは、「大のでは、」では、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、」では、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、」では、「大のでは、」」」、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、」」」、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「大のでは、「かいでは、」」、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、」」」、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、」」」、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、」」」、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、」」」、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、」」」、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、」」」、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、」」」、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、」」」、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、」」」、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、」は、「かいでは、」」」、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、「かいでは、」は、「かいでは、「かいでは、「かいでは、」は、「かいでは、」は、「かいでは、」は、「かいでは、」は、「かいでは、」は、「かいでは、「かいでは、」は、「かいでは、」は、「かいでは、「かいでは、」は、「かいでは、いいでは、「かいでは、いいでは、いいでは、「かいでは、いいでは、「かいでは、」は、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、「かいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いい	が、支給に関する条例である。	河南町災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

協議事項調整内容総括表

税 生 町 北 上 町 牡 鹿 町 棚 生 町 水 上 町 野 本 銀 型の具体的内容
株 生 町 北 正 町 牡 鹿 町 株生町災害・甲配金の 支給に関する条例 [内容] 同左 同左 同左 同左 法令に基づく事務事業は現行のとおりとし、市町の単独事業は合併時までに調整す

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25 - 13	協定項	i目の名称		社会·児童	福祉事業の	D取扱い	
	<u>'</u>					現		
項目	石 巻 ī	†	河 北	, 田丁	雄 勝	町	河南	到
(3) 関連 (4) 関連 (負傷見舞金 負傷(2ヶ月以上 20,00 負傷(1ヶ月以上 10,00 損害見舞金 全焼(壊)世帯 50,00	現外付す資 り00 00)00)00 00 00 00 洪 現火た 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 人民原者療者 火を作 一円作	舞っ活羽弔災の対を負災に養一養一損災受主」(主一金工の容慰に遺し支傷に対期人期人害にけ居世)居世の町安(金よ族一給見よし間に間に見よたが帯)が帯で気定(()(人)舞り奏2つ1つ舞住帯損さ)損に	見 被対合福立 に一省 金傷の月2月1金居引しる し則 害る行祉す し生り し 以万以万 に た2 たを火い及る 町)万 町 の の 害 合 ラダ災,び。	(該当なし)		[該当なし]	
(4) 日本赤十字 社に関すること	支部石巻市地区引局 一同地区協賛委員 委員長 1 副委員長 1 委員 12	「城野 会名名名名 字 育 実活器 推 門 胤 正支分 『委副委 傳	且織】	z 社宮城県 図 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	【組 ・ 支分・ 同委副委 事 救非の各へ おおいい おいい おいい おいい おいい おいい おいい おいい おいい お	区雄勝町 養委員会 1名 1名 24名	支分 「委副委 事 青成献助地特居ど救非の各へ死部区 分員委員 業 青成献助地特居ど救非の各へ死石事 区長員 概 少 血成域別老ス護常配種の亡巻務 区長員 概 年 推 赤事人助活用備会参時地局 協 長 要 年 推 赤事人動活用備会参時地局 協 長 要 赤 進 十業等減動移 議加事	区 養 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会		分科会名	社会·児童福祉分科会
	北上町	牡 鹿 町	- 調理	隆の具体的内容
桃金[住及受舞に利[内 ・・・20・未 上に万を2 火にたに給生支的の精た等り,生] 舞宮に (以)	的及び精神的に損害 を受けた世帯に対し見 舞金を支給することに より罹災世帯の福利, 厚生に寄与することを 目的とする。 【見舞金の額】 1 自宅居住世帯	[該当なし]		
【組 日	県支部石巻地区北上町分区事務局 ・同分区協賛委員会 ・同分区協賛委員会 ・1名 ・1名 ・1名 ・1名 ・1名 ・1名 ・1名 ・1名 ・1名 ・1名	「組織」 ・ 支が ・ 大変の ・ 大変の ・ を ・ 大変の ・ 大変の ・ 大変の ・ 大変の ・ 大変の ・ 大変の ・ 大変の を ・ 大変の ・ 大変の ・ 大変の ・ 大変の ・ 大変の ・ 大変の ・ 大変の ・ 大変の ・ 大変の を を ・ 大変の を ・ 大変の を を ・ を を ・ を を ・ を を ・ を を を ・ を を ・ を を ・ を を ・ を	会と名名 会と名名 を対した。 を対した。 を対した。 を対した。 を対した。 を対した。 を対した。 を対した。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	:より合併時に統一するが, :り500円以上とする。 員会委員数については合併 でる。

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25 - 13	協定項目0	定項目の名称		社会・児童福祉事業の取扱い					
項目							現			_
以 日 	石 巻 7	市	」 北	町	雄	勝	囲丁	河	南	町
(4) 日本赤十字 社に関すること	一時,永住帰国 援護 日本赤十字社覧 県支部石巻市地 協賛委員会開会 【社費】 1社員550円以上 協力を要請	宮城 也区 社費	員500円し	以上の	【社費】 1社員5 協力を要		以上の	【社費】 1社員5 協力を要		以上の

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会		分科会名 社会·児童		社会 · 児童福祉分科会
祝 桃 生 町	北上町	牡 鹿 町	Γ	調整	隆の具体的内容
【社費】 1社員500円以上の協力を要請	【社費】 1社員500円以上の協力を要請	【社費】 1社員600円以」 協力を要請	<u>-</u> の		

協定項目 25-13 資料

社会・児童福祉事業の取扱いについて

1 提案の理由

社会・児童福祉事業のうち社会福祉事業については、その多くが民生委員法、児童福祉法などの法令に基づき事務事業を実施しているため、市町間での相違がほとんどありません。また、市町の単独事業で、合併に際して、住民福祉の低下を招かないよう調整することが可能なものについては、合併後も引き続き実施することを調整方針としています。

2 社会福祉事業に関する法令(抜粋)

民生委員法

- 第1条 民生委員は,社会奉仕の精神をもつて,常に住民の立場に立って相談に 応じ,及び必要な援助を行い,もつて社会福祉の増進に努めるものとする。
- 第2条 民生委員は,常に,人格識見の向上と,その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。
- 第3条 民生委員は,市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域にこれを置く。
- 第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、これを定める。
- 第5条 民生委員は,都道府県知事の推薦によって,厚生労働大臣がこれを委嘱する。
- 2 前項の都道府県知事の推薦は,市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について,都道府県に設置された社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴いてこれを行う。
- 第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会 (特別区の議会を含む。以下同じ。)の議員の選挙権を有する者のうち、人格識 見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の児童委員としても、適当である者につい て、これを行わなければならない。

児童福祉法

第4節 児童委員

- 第12条 市町村の区域に児童委員を置く。
- 2 民生委員法(昭和23年法律第198号)による民生委員は,児童委員に充てられ たものとする。

- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。
- 第12条の2 児童委員は,次に掲げる職務を行う。
 - (1) 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - (2) 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - (3) 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - (4) 児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - (5) 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか,必要に応じて,児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は,前項各号に掲げる児童委員の職務について,児童の福祉に 関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同 じ。)との連絡調整を行うとともに,児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 3 児童委員は,その職務に関し,都道府県知事の指揮監督を受ける。

災害弔慰金の支給等に関する法律

(災害弔慰金の支給)

- 第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は,条例の定めるところにより,政令で定める災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡した住民の遺族に対し,災害弔慰金の支給を行うことができる。
- 2 前項に規定する遺族は,死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み,離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。),子,父母,孫及び祖父母の範囲とする。
- 3 災害弔慰金の額は,死亡者一人当たり 500 万円を超えない範囲内で死亡者の その世帯における生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以内とする。 (災害障害見舞金の支給)
- 第8条 市町村は,条例の定めるところにより,災害により負傷し、又は疾病にかかり,治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民(次項において「障害者」という。)に対し,災害障害見舞金の支給を行うことができる。
- 2 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり250万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

(法第3条第3項に規定する政令で定める額)

第1条の2 法第3条第3項に規定する政令で定める額は,死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし,その他の場合にあっては250万円とする。ただし,死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は,これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(法第8条第2項に規定する政令で定める額)

第2条の2 法第8条第2項 に規定する政令で定める額は,障害者が当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし,その他の場合にあっては125万円とする。

3 他市先進事例

新潟県佐渡市等合併協議会(H16.3.1 合併予定 人口72,173人)

- 1 福祉全般
- (1) 民生委員・児童委員は現行のとおりとし、新市の民生委員協議会を組織する。 民生委員推薦会は10人以内で合併後組織し、民生委員定数を合併後検討する。 (中略)
- (3) 災害弔慰金,罹災見舞金は合併時に統一する。ただし,合併の期日に属する年度は現行のとおりとする。

弔慰金:世帯主死亡500万円,その他250万円 被災見舞金:居宅の半焼又は半壊以上2万円

愛媛県宇摩合併協議会(H16.4.1 合併予定 人口94,326人)

- ・災害援護事業のうち,国・県の制度に基づくものは現行のまま新市に引き継ぐ。また,単独部分については土居町の例による。
- ・日本赤十字関係については、合併と同時に支部を一本化すべく調整する。

岐阜広域圏合併協議会(H17.3までに合併予定 人口541,504人)

- ・災害見舞金については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする
- ・災害援護資金については,現行のとおりとする
- ・災害弔慰金については,現行のとおりとする

佐賀市・諸富町・川副町・東与賀町・久保田町・大和町・富士町合併協議会(H 17.3までに合併予定 人口241,406人)

社会福祉関係事業

・ 各町の民生委員児童委員協議会は,新市の地区協議会に移行し,委員活動費と地区運営費 を佐賀市の例により統一する。

栃木県佐野市・田沼町・葛生町合併協議会(H17.2.28 合併予定 人口128,28 2人)

その他の福祉事業

・ 災害見舞金については,合併時に,住家は田沼町の制度を適用し,住家以外の建築物は佐野市の制度を適用する。災害弔慰金,負傷見舞金,学用品等給与金については,合併時に佐野市の制度を適用する。

協議第26号

ごみ処理対策事業の取扱い (協定項目 25 - 17) について

ごみ処理対策事業の取扱いについて,次のとおり提案する。

平成15年11月27日提出

石巻地域合併協議会 会 長 土 井 喜 美 夫

項目	ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目 25 - 17)
	ごみ処理対策事業の取扱いについては、次のとおりとする。
	1 一般廃棄物処理計画については,石巻市の例を基本とし,合併後速やか
	に策定する。
	2 ごみの収集・運搬体制等
	(1)ごみの分別品目については,石巻市の例(18分別)を基本とし,合併
	時に統一する。
	(2)指定収集袋については,合併時に統一する。ただし,各市町の現行の
	ごみ袋は,合併後もなくなるまで使用できることとする。資源ごみの
	うち,空きびん類及びスプレー缶等の排出方法については,石巻市の
	例を基本としてコンテナ方式を採用し,合併時に統一する。
	(3)収集方法については,燃やせるごみは現行のとおりとし,それ以外の
	ごみは業者委託することとし,委託方法は合併時までに調整する。収
	集回数については,合併時に統一(指定日収集)する。
調整方針	(4)粗大ごみの有料化については,実施4町(河北町,雄勝町,桃生町,
	北上町)の例を基本とし、合併時に統一する。
	(5)ごみ集積所については,現行のとおり新市に引き継ぐ。
	(6)収集しないごみ及び家電4品目の取扱いについては,石巻市の例によ
	り、合併時に統一する。 2 集団姿源同型については、同型兄兄を紙類 びん 類乃が矢類(フリミ矢
	3 集団資源回収については ,回収品目を紙類 ,びん類及び缶類(アルミ缶 , スチール缶) に統一する。回収補助金等については , 品目に関わらず補
	ステール出力に続一する。 国収補助金寺については、品目に関わらす桶 助単価を、合併時、石巻市は団体3円・業者1円、その他6町は団体3
	円・業者2円とし,合併後3年以内に統一する。
	4 各市町が所有するごみ焼却施設については ,現行のとおり新市に引き継
	」。 5 一般廃棄物最終処分場
	(1)各市町が所有する一般廃棄物最終処分場については,現行のとおり新
	市に引き継ぐ。
	(2)搬入承認事務及び処理手数料等については,合併時までに調整する。

6 一般廃棄物処理業の許可

- (1)既存の許可については,経過措置を設け,新市に引き継ぐ。 更新時については,新市において策定した許可方針・基準により許可 する。許可方針・基準については,石巻市の例を基本に,新市での許 可に支障のない時期までに策定する。
- (2)申請・更新・変更手数料については,石巻市の例により10,000円とする。再交付手数料については,石巻市の例により3,000円とする。

7 浄化槽清掃業の許可

調整方針

- (1)既存の許可については,経過措置を設け,新市に引き継ぐ。
- (2)申請・更新・変更手数料については,石巻市の例により10,000円とする。再交付手数料については,石巻市の例により3,000円とする。
- 8 し尿処理
 - (1) し尿の処理方法については,許可業者による汲取り方式とし,処分先は現行のとおりとする。
 - (2)汲取り料金については,当面現行のとおりとし,新市において業者と協議し調整する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
調整方針	1 一般廃棄物処理計画に 2 ごみの収集・運搬体制 (1) ごみの分別品目に (2) 指定収集袋につい まで使用できることとで	等 ついては,石巻市の例(185 ては,合併時に統一する。	基本とし,合併後速やかに策定する。 分別)を基本とし,合併時に統一する。 ただし,各市町の現行のごみ袋は,合併後もなくなる びん類及びスプレー缶等の排出方法については,石

TE			現				
			石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
理計画	1 一般廃棄物処 理計画 2 ごみ (1) ごみ の収集・の分別品 運搬体 制等		【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき,一般 廃棄物の排出抑制,減量化及 び資源化を推進し,減量・化及 で行うとともに、地域に公衆電 行うとをになる必要な 同上を確保するため必要な 同上を確保するため必要な に内容】・石巻市一般廃棄物処理基本計画 1 燃やせるごみ 2 燃やせないごみ 3 粗大ごみ 4 有害ごみ(14分別) ペットボトル 生きびん(一升びん・ビールびん等)	【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関 する法律第6条に基づき,一般 廃棄物の排出抑制,減重処理を 行うともに,地域の清潔と生活 環境の保全並びに公衆衛生の 向上を確保するため必要な実施 計画を策定する。 【内容】 ・河北町一般廃棄物処理計画 1 燃やせないごみ びん(生きびん除く) 缶	雄勝町 [概要] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき,一般廃棄物の排出抑制,減量化及び資源化を能し,適正処理を行うとともに,地域の清潔ともに、地域の高速ともに、地域の高速ともに、地域の高速ともに、地域の高速とするを確保するため必要な実施計画を策定する。 1 燃やせるごみ 2 燃やせないごみ 3 粗大ごみ 4 有害ごみ 5 厚手の布類(布団・座布団等) 6 資源ごみペットボトル生きびん 無色透明びん	【概要】 原棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき,一般廃棄物の処理及び清掃に関発棄策物の処理を持ち、一般廃棄策物に基づき,一般廃棄策物に基づき。ともに,地域の清潔と生活環境の保全するため必要な事態をでは、地域に大きなのでは、一般廃棄物処理基本計画の場所をできる。 「内容」・河南町一般廃棄物処理基本計画の地域やせるいごみをいるがある。 相大ごみをいるがある。 相大ごみをいるが、一手である。 「内容」が、一手である。 「内容」が、一手である。 「内容」が、一手である。 「内容」が、一手である。 「内容」が、一手である。 「内容」が、一手である。 「内容」が、一手である。 「内容」が、「カー)が、「カー)を、カー)を、「カ	
			雑誌・古本(上・中質紙,ノート等の	以上、13分別を行っている。	以上,13分別を行っている。	紙パック 布類(主に綿の繊維製品) 以上,15分別を行っている。	
			以上,18分別を行っている。				
		ごみ X集方 等					
		ごみの	紙屑類,木屑類,プラスチック類 (ペットボトル除く)ゴム・皮革類, 生ごみ,資源物以外のせんい製 品等	左記以外に衣類	(ペットボトル除く)ゴム・皮革類,	紙屑類,木屑類,プラスチック類 (ペットボトル除く)ゴム・皮革類, 生ごみ,資源物以外のせんい製 品等	
	やせる	排出方法	市指定袋(半透明)	町指定袋(半透明 赤文字)	町指定袋(半透明)	町指定袋(半透明)	
	ご	排出 場所	可燃ごみ集積所	ごみ集積所	可燃ごみ集積所	ごみ集積所	
	0,	収集 方法	直営及び一部地区業者委託 (直営14台,委託1台)	直営及び土曜日は委託(直営2 台)	業者委託	業者委託(委託2台)	
			週2回収集(月·木地区と火·金 地区)	週2回収集(月·木、火·金、水· 土曜日)	週2回収集(火·金地区と水·金 地区)	週2回収集(月·木地区と火·金 地区)	
	l i		石巻広域クリーンセンター	石巻広域クリーンセンター	石巻広域クリーンセンター	石巻広域クリーンセンター	

協議事項調整内容総括表

専門部会名 生活環境部会 分科会名 環境分科会

- (3) 収集方法については、燃やせるごみは現行のとおりとし、それ以外のごみは業者委託することとし、委託方法は合併時までに調整する。収集回数については、合併時に統一(指定日収集)する。
- (4) 粗大ごみの有料化については、実施4町(河北町、雄勝町、桃生町、北上町)の例を基本とし、合併時に統一する。
- (5) ごみ集積所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 収集しないごみ及び家電4品目の取扱いについては,石巻市の例により,合併時に統一する。
- 3 集団資源回収については,回収品目を紙類,びん類及び缶類(アルミ缶,スチール缶)に統一する。回収補助金等については,品目に関わらず補助単価を,合併時,石巻市は団体3円・業者1円,その他の6町は団体3円・業者2円とし,合併後3年以内に統一する。

	 況		40745 A D V V V A
桃生町	北上町	牡鹿町	調整の具体的内容
環境の保全並びに公衆衛生の	【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般 廃棄物の排出抑制、減量化及 び資源化を推進し、適正処理を 行うとともに、地域の清潔と生活 環境の保全並びに公衆衛生の 向上を確保するため必要な実施 計画を策定する。 【内容】 ・北上町一般廃棄物処理計画	【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般 廃棄物の排出抑制、減量化及 び資源化を推進し、適正処理を 行うとともに、地域の清潔と生活 環境の保全並びに公衆衛生の 向上を確保するため必要な実施 計画を策定する。 【内容】 ・牡鹿町一般廃棄物処理基本計画	石巻市の例を基本とし, 合併後速やかに 策定する。
1 燃やせるごみ 2 資源ごみ (7分別) 缶 類 生きびん(1升びん・ビールびん等) 無色透明びん 茶色のびん その他のびん ペットボトル 紙 類(新聞・雑誌(広告類含む)・ 段ポール) 3 特殊ごみ(蛍光管・電球・乾電池・ 水銀電池などの有害ごみ) 4 燃やせないごみ 缶以外の金物類 その他の燃やせないごみ 5 粗大ごみ 以上12分別を行っている。	1 燃やせるごみ 2 燃やせないごみ びん(生きびん除く) 缶 その他の燃やせないごみ 特殊ごみ 4 資源ットボトル 発泡スチロール、食品トレイ 生きびん 新聞 雑誌 段ポール 紙パック 布類 以上,14分別を行っている。	1 燃やせるい。 2 燃料をおいる 3 粗損の ペラス 4 資ペラス ガラ類 間紙 新雄は、 新ないり 以上,9分別を行っている。	石巻市の例(18分別)を基本とし,合併時に統一する。
紙くず類・布・繊維類・木くず類・ ブラスチック類(ペットボトル除 く)・ゴム・皮革類・厨芥類	紙屑類,木屑類,ブラスチック類 (ペットボトル除く)ゴム・皮革類, 生ごみ,資源物以外のせんい製 品等	木くず、庭木の枝、板きれ、プラ	石巻市の例を基本に,合併時に統一する。
町指定袋(半透明)	町指定袋(赤字印刷半透明)	町指定袋(半透明)	新市指定収集袋((6)指定収集袋の項目 参照)とする。
ごみ集積所	地区ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
直営	一部事務組合	業者委託	
週2回収集(水·土)	週2回収集(月·木)	週3回収集(月·水·金地区と火· 木·土地区)	週2回収集とする。
石巻広域クリーンセンター	石巻広域クリーンセンター	牡鹿町クリーンセンター	現行のとおりとする。

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号 25 - 17 協定項目の名称 ごみ処理対策事業の取扱い

項		目			S= 11 ==	現	\
		Н		<u>石巻市</u> 土,石,灰,貝殻,土付き雑草,	<u>河北町</u>	<u>雄勝町</u>	河南町 瀬戸物, 化粧びん, ガラス屑, 布
		ごみ内容	rO)	エ, 石, 灰, 兵成, エヤさ無早, 瀬戸物, 化粧びん, ガラス屑, 布団・毛布・ジュータン類, 乾電池 等	ジュース缶、缶詰缶、スプレー	工, 石, 灰, 兵成, 工刊さ程早, 瀬戸物, 化粧びん, ガラス屑, 乾電池等	照 付 , 10 社 の , カラス肩 , 印団・毛布・ジュータン類 , 小型家電(家電4品目は除く) , 小型金属類等
	燃や	排出方法	Ę	市指定袋(半透明)及び布団等 は縛って出す。	町指定袋(半透明)、特殊ごみ は透明な袋など	袋の指定はないが、種類ごとに 区分	任意の袋等及び布団等は縛っ て出す。
	せな	排出場所	f	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
	ご	収集 方法	ţ	業者委託(委託9台,粗大·有 害·資源ごみ含む)	業者委託	業者委託	業者委託(委託2台)
	み	収身 回数		月1回(指定日収集)	月2回、但し町区は月4回(指定日収集)	月1回(第2木曜日)	月1回(指定日収集)
		処分	先	一般廃棄物最終処分場(大衡 山埋立地)	有価物は売却、処理困難物は 委託処理、投棄物は埋立	雄勝町一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場及び併 設の資源回収センター
		ごみ内容		家電製品(家電リサイクル対象4 品目除く)家具類,自転車等	家電・電化・ガス用品、家具・建 具類、趣味・その他用品、家電リ サイクル4製品は相談により収集		家電製品(家電リサイクル対象4 品目除く),家具類(スチール), 自転車類,焼却灰,金属類等
		排出方法	ţ.	そのまま出す。	粗大ごみ処理券を添付して出 す。	そのまま出す。	そのまま出す。
		排出場所	f	不燃ごみ集積所	排出者の自宅門口	予約制及び直接持込	一般廃棄物最終処分場及び併 設の資源回収センター
	大ごみ	収集方法	ţ	業者委託(無料収集)	業者委託(有料収集)	業者委託(予約制)	搬出者の直接搬入(許可申請を行う)
		収身 回数		月1回(指定日収集)	月1回(指定日収集)	月1回(予約)	週3回(水·土·日)
		処分	先	衡山埋立地,金属類などの資源	中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、投棄物は最終処分場、処理困難物は業者委託により処分	中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、不燃物は最終処分場、その他は資源化業者へ。	中間処理後,可燃物は石巻広域クリーンセンター,不燃物は最終処分場,金属類などの資源物は資源物買取業者に引き渡し処分している。
		内容 排出 方法	ᄣᄱ	蛍光管,水銀温度計,水銀体温計,使い捨てライター 市指定袋(半透明)個別に指定袋に入れて排出	計、乾電池	蛍光管,水銀温度計,水銀体温計,使い捨てライター 袋の指定はないが、種類ごとに分別	蛍光管,水銀温度計,水銀体温計,乾電池等 任意の袋で個別に入れて排出
	有	排出場所	f	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
	ľ	収身 方法	ţ.	業者委託	業者委託(不燃ごみと同時収集)	業者委託	業者委託
	み	収身 回数		月1回(指定日収集)	月2回、但U町区月4回(指定日収集)	月1回(第2木曜日)	年2回(指定日収集)
		処分	\#	蛍光管,水銀温度計,水銀体温 計は収集後ドラム缶に詰め密閉 し,野村興産㈱イトムカ鉱業所 へ搬送している。	ドラム缶に集め一定量集まった ら処分	蛍光管,水銀温度計,水銀体温 計は収集後ドラム缶に詰め密閉 し,保管している。	
			出方法	市指定袋(半透明)キャップを取り,中を軽(水洗い後水切りし, 足などで踏みつぶす。		町指定袋(半透明)キャップを取り、中を軽く水洗い後水切りする。	町指定袋(半透明)キャップを取り,中を軽(水洗い後水切りし, 足などで踏みつぶす。
	資		斯	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
	源	ペットボ-	集方法	直営及び一部地区業者委託 (直営14台,委託1台)	業者委託	業者委託	業者委託(委託2台)
	ごみ	トル	数	月2回(水曜日の指定日収集)	月1回、但U町区は月2回(指定 日収集)	月1四(第2月曜日)	月2回(指定日収集) 資源ご みについては以下同じ
			間 処	業者委託(協業組合 石巻廃棄物処理センター)中間処理後,容器包装リサイクル協会へ引き渡し		中間処理後、業者(丹秀工務 店)へ。	業者委託において中間処理 後,容器包装リサイクル協会へ 引き渡し

協議事項調整内容総括表

専門部会名 生活環境部会 分科会名 環境分科会

	 況		1
桃生町	北上町	牡鹿町	調整の具体的内容
金属製玩具・刃物・その他の金	灰,貝殻,瀬戸物,化粧びん,	薬ビン、セトモノ、コップ、耐熱ガ	石巻市の例を基本に,合併時に統一す る。
町指定袋(半透明)	町指定袋(青字・黒字印刷と半 透明)缶類,瓶類別々	町指定袋(半透明)	新市指定収集袋((6)指定収集袋の項目 参照)とする。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	業者委託とする。
月1回(指定日収集)	月2回(指定日収集)	月1回(指定日収集)	月1回(指定日収集)とする。
河北地区一般廃棄物最終処分均	中間処理後,一般廃棄物最終 処分場(一部事務組合)	中間処理後、不燃物は一般廃棄物最終処分場へ、金属類などの資源物は石巻(斉武商店)へ搬入している。	現行どおり,最終処分場で埋立処分す る。
家電製品(家電リサイクル対象4 品目除く)家具類・自転車等	品目除()家具類,自転車等, 布団類,ジュウタン,ベット類	家電製品(家電リサイクル対象4 品目除く)家具類、自転車等	有料化実施4町(河北町,雄勝町,桃生町,北上町)の例を基本に,合併時に統一する。
事前に申込みをして、粗大ごみ 処理券を貼付して出す	そのまま出す。 布団類・ジュウタン等は縛って出す。	そのまま出す。	事前予約制,粗大ごみ処理券を貼付して出すこととする。
各戸別	予約方式で毎戸収集	指定集積所	自宅門口等(毎戸収集)とする。
業者委託(有料収集)	業者委託(有料収集)	業者委託(無料収集)	業者委託とする。
年6回収集	年4回(5·8·11·2月指定日収 集)	月1回(指定日収集)	月1回(指定日収集)とする。
中間処理後、可燃物は石巻広域クリーンセンター、不燃物は河北地区一般廃棄物最終処分場、金属類などの資源物は高田商店へ搬入し、処分している。	般廃棄物最終処分場,金属類などの資源物はリサイクル業者 へ搬入し処分している。	中間処理後、可燃物は牡鹿町クリーンセンター、不燃物は一般 廃棄物処分場、金属類などの資源物は石巻(斉武商店)へ搬入 している。	中間処理後の可燃物は焼却処分,不燃物は最終処分場,金属類などの資源物はリサイクル業者へ売却等の処分とする。
蛍光管·電球·乾電池·水銀体 温計·水銀温度計	蛍光管,水銀温度計,水銀体温計,使い捨てライター	該当なし	石巻市の例を基本に,合併時に統一す る。
集積所に設置してある、特殊ご み専用のコンテナに入れる。	市販の袋(半透明)個別に指定 袋に入れて排出		
ごみ集積所	ごみ集積所		現行のとおりとする。
業者委託	業者委託		業者委託とする。
月1回収集(指定日収集)	燃やせないごみと同一月2回(指定日収集)		月1回収集(指定日収集)とする。
蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計・水銀温度計は、収集後ドラム缶に詰め密閉し、中間処理施設に保管中	蛍光管,水銀温度計,水銀体温計は収集後ドラム缶に詰め密閉し,引取可能時に(株)日通に委託搬送している。		石巻市の例を基本に,合併時に統一する。
	キャップを取り,中を軽く水洗い	町指定袋(半透明)キャップ・ラベルを取り、中を軽く水洗い後水切りし、足などで踏みつぶす。	石巻市の例により,合併時に統一する。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	業者委託とする。
月1回(指定日収集)	月1回(最終火曜日)	月1回(指定日収集)燃やせな いごみと同時収集	月2回収集(指定日収集)とする。
業者委託(丹秀工務店 鹿島台 工場)	業者委託仙台の中間処理業者 に搬送している。	業者委託中間処理後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し	中間処理は業者委託とし,中間処理後の引渡し先は,容器包装リサイクル協会とする。

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号 25 - 17 協定項目の名称 ごみ処理対策事業の取扱い

		目		現			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- 4 日		排	石巻市 びんを色別に分けコンテナ(色	河北町 指定袋(半透明 緑文字)生き	雄勝町 びんを色別に分けコンテナ(色	河南町 バルを色別に分けていません色
		空きびん類	出方法	のがを色別に対けコンデナ(色別)へ排出(生きびん~水色,無色透明びん~白色,茶色びん~茶色,青・緑びん~緑色,黒色びん~黒色)		別)へ排出(生きびん~黒色,無 色透明びん~青色,茶色びん	別)へ排出(無色透明びん~黄
			排出場所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
			法	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託
			集	月2回(指定日収集)	月2回、但U町区は月4回(指定 日収集)	月1回(第3木曜日地区と第4木 曜日地区)	月2回(指定日収集)
			間処理状況	業者委託(協業組合 石巻廃棄物処理センター)中間処理後,生きびんはリサイクル石巻へ引渡し,その他は容器包装リサイクル協会へ引渡し	中間処理後、売却	生きびんは資源化業者へ、その他のびんは容器包装リサイクル協会へ。	
			方法	市指定袋(半透明)及び入らないものはそのまま出す。	水洗い後、指定袋(半透明 青 文字)へ入れて出す。	町指定袋(半透明)	町指定袋(半透明) 金属類は 除く
	資		所	不燃ごみ集積所	不燃ごみと同じ	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
	源ご	き 缶	法	業者委託	不燃ごみと同じ	業者委託	業者委託
	み	玉属	収集回数	月2回(指定日収集),空きびん 類と同時収集	不燃ごみと同じ	月1回(第3月曜日)	月2回(指定日収集)
			間処理状況	業者委託,中間処理後リサイクル石巻へ	空き缶は、中間処理後売却、金属類は不燃ごみのその他で収集、処分は処理困難物として委託処分	業者委託において中間処理 後、資源化業者へ。	業者委託において中間処理 後,資源物買取業者に引き渡し
		スプレー 缶・ガスカー トリッ	方法	黄色のコンテナへ排出,中身は カラにして出す。	空き缶と同じ	町指定袋(半透明)	不燃ごみ
			排出場所	不燃ごみ集積所		不燃ごみ集積所	
			収集方法			業者委託	
			集回数	月2回(指定日収集),空きびん 類と同時収集		月1回(指定日収集)有害ごみと 同時収集	
		ッジ	間	業者委託(協業組合 石巻廃棄 物処理センター)中間処理後,リ サイクル石巻へ引き渡し		資源物は資源化業者へ、その他は最終処分場へ。	
			况				

専門部会名 生活環境部会 分科会名 環境分科会

桃生町	況 北上町	牡鹿町	調整の具体的内容
町指定袋(半透明)包装ラベル、	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	町指定袋(半透明)中身を抜いて軽く水洗いして清潔にしてから出す。	石巻市の例を基本に,合併時に統一する。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	業者委託とする。
月1回指定日収集	月1回(最終火曜日)	月1回(指定日収集)	月2回収集(指定日収集)とする。
業者委託において中間処理 後、容器包装リサイクル協会へ 引き渡し	いる廃品回収業者が有価物として売却し、その他の瓶類は業者	生きびんは資源物買取業者へ 引き渡し	中間処理は業者委託とする。中間処理 後の引渡し先は,生びんは売却,その他 のびんは容器包装リサイクル協会へ引き 渡す。
町指定袋(半透明)	町指定袋(缶類は青字印刷半 透明) (金属類は黒字印刷半透明)	町指定袋(半透明)スプレー缶 は穴を開け、ガス抜きしてから出 す。中身を抜いて軽く水洗いを して出す。	石巻市の例を基本に,合併時に統一す る。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行どおりのとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	業者委託とする。
月1回(指定日収集) 空きびん 類と同時収集	月2回(指定日収集),空きびん 類と同時収集	月1回(指定日収集)燃やせな いごみと同時収集	月2回収集(指定日収集)とする。
業者委託において中間処理 後、資源物買取業者へ引き渡し	業者委託中間処理後,業者に 売却。	業者委託において中間処理 後、資源物買取業者へ引き渡し	中間処理は業者委託とし,中間処理後は有価物は売却,無価物は業者委託により処分する。
町指定袋(半透明) 空き缶類と 同時収集 使い切って穴をあける。	上記の空き缶の排出と同等。	空き缶と同じ	石巻市の例を基本に,合併時に統一する。
ごみ集積所	上記の空き缶の排出と同等。		現行のとおりとする。
業者委託	上記の空き缶の排出と同等。		業者委託とする。
月1回(指定日収集) 空きびん 類同時収集	上記の空き缶の排出と同等。		月2回収集(指定日収集)とする。
業者委託((有)東宮城環境衛生センター)中間処理後、高田商店へ引き渡し	上記の空き缶の排出と同等。		中間処理は業者委託とし,中間処理後は有価物は売却,無価物は業者委託により処分する。

協定項目の番号 25 - 17 協定項目の名称 ごみ処理対策事業の取扱い

項 目						
!	目		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
		出方法	「新聞紙」「雑誌・古本」「ダンボール」「紙パック」それぞれの種類ごとに紙ひもで十字に縛って出す。	「新聞紙」「雑誌・古本」「ダンボール」「紙パック」それぞれの種類ごとに紙ひもで十字に縛って出す。		「新聞紙」「雑誌・古本」「ダンボール」「紙パック」それぞれの種類ごとに紙ひもで十字に縛って出す。
	古	场所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所	不燃ごみ集積所	ごみ集積所
	紙	4集方法	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託
	類	収集回数	月2回(指定日収集)	月1回、但し町区は月2回収集 (指定日収集)	月1回(指定日収集)	月2回(指定日収集)
資		間処理	そのままりサイクル石巻へ引渡し	売却	そのまま資源化業者へ。	業者委託により中間処理後,資源物買取業者に引き渡し
源		状況				
ご			市指定袋(半透明),薄手で綿7 0%以上のせんい製品	可燃ごみとして排出	薄手の布は50cm以下に切り、可 燃物へ、その他は厚手の布収集 日に	
み		排出	不燃ごみ集積所		不燃ごみ集積所	ごみ集積所
	布	収集方法	業者委託		業者委託	業者委託
	類	収集回数	月2回(指定日収集), 古紙類と 同時収集		月1回(指定日収集)紙類と同時 収集	月2回(指定日収集)
		中間処理状況	そのままりサイクル石巻へ引渡し		石巻広域クリーンセンターへ(事前予約をし、切断してから焼却)	
(3) し ⁷ み	り ない	ľ	営業ごみ, 一時多量ごみ, 危険物(劇物・農薬等の有害 物質,火薬・ガソリン・オイル等の 油類), 処理困難物(ボンベ・ バッテリー,スプリングマット,バ イク,タイヤ,消火器等), 家 電4品目	農薬、農業用ビニール、農機 具、漁具、廃油、注射器、建設	油類), 処理困難物(ボンベ・バッテリー,スプリングマット,バイク,タイヤ,消火器等), 家	物質,火薬・ガソリン・オイル等の 油類), 処理困難物(ボンベ・
4 £)家品目 扱い	の	家電販売店へ依頼する方法, 市の一般廃棄物収集運搬許 可業者へ依頼する方法, 自分 で処分(郵便局でリサイクル料金 を支払い,自分で指定引取場所 まで運搬する)する方法	法, 自分で指定引き取り場所へ搬入する方法, 町の粗大ごみで収集する方法(リサイクル	ル料金を支払い,自分で指定引	

専門部会名 生活環境部会 分科会名 環境分科会

	 況		
桃生町	北上町	牡鹿町	調整の具体的内容
新聞・雑誌(広告類含む)・段	┃	<u> </u>	
ボール、それぞれの種類ごとに	ボール」「紙パック」それぞれの 種類ごとに紙ひもで十字に縛っ て出す。	ク」それぞれひもで束ね、そのま	口含中の例を基本に, 百併時に統一 9 る。
ごみ集積所	ごみ集積所	指定集積所	現行のとおりとする。
業者委託	業者委託	業者委託	業者委託とする。
月1回(指定日収集)	月1回(月の最終火曜日)	月1回(指定日収集)	月2回収集(指定日収集)とする。
回収業者から高田商店へ引き 渡し	そのまま廃品回収業者が売却。	そのまま石巻(斉武商店)へ引き 渡し	中間処理は業者委託とし,中間処理後は有価物は売却,無価物は業者委託により処分する。
町指定袋(半透明) 可燃物扱い	町指定袋(緑字印刷半透明)	可燃ごみとして排出	市指定袋(半透明),下着類・ワイシャツ類・シーツ類・Tシャツ類・タオル類などの薄手の主に綿のせんい製品を対象とす
ごみ集積所	ごみ集積所		現行のとおりとする。
可燃物と同様の扱い	業者委託		業者委託とする。
週2回(水·土)	月1回,古紙類と同時収集		月2回収集(指定日収集)とする。
	そのまま廃品回収業者が売却。		中間処理は業者委託とし,中間処理後は有価物は売却,無価物は業者委託により処分する。
ブロック・塗料・消火器・ラスボード・タイヤ・農業用ビニール・バイク)、 一時の多量ごみ、 事業系の一般廃棄物、 家電4品目	営業ごみ, 一時多量ごみ, 危険物(劇物・農薬等の有害 物質,火薬・ガソリン・オイル等の 油類), 処理困難物(ポンベ・ バッテリー,パイク,タイヤ,消火 器等),	のストッカー, 大型温水器,車,パイク,パッテリー,タイヤ, FRP船の解体材,漁網・ロープ・漁具類,ドラム缶,建築廃材,劇物・農薬ン・廃油など引火性の強いもの,ガスボンベ,消火器,大量の発泡スチロール、ビニールトタン等,家電4品目	る。 収集しないごみにパソコンを追加する。
家電販売店へ依頼する方法		町の一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する方法, 自分で処分(郵便局でリサイクル料金を支払い、自分で指定取引場	•

協定項目の番号 25 - 17 協定項目の名称 ごみ処理対策事業の取扱い

項目				
項目	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(5) ごみ 集積所の 設置方法 等	設置基準~燃やせるごみは概 1 20戸に1箇所,燃やせないご 20戸に1箇所,燃やせないご 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	集積所は、各行政区長からの申請により指定する。変更は、行政区長からの申請による。追加は、原則として認めていないが、必要に応じ認める。維持管理は、地区の使用者(衛生組合)が実施する。ごみ集積所(可燃、不燃、資源共通) 222箇所	増減は各地区単位で申請 ごみ 集積所の維持管理は、当該地 区の使用者が行う。 ・燃やせるごみ~150箇所・燃	更は,衛生組合長名で承認申 請書を提出し,現地確認の上承
(6) 指 定収集 に関する こと		·取扱(販売)店は町内29店·町		・指定ごみ袋 ・指定ごみ袋 ・指定ごみ袋 町の指定マーク が印刷された大型(80×65)と中 型(70×50)の半透明なポリエチ レン製の袋(製造販売用袋) ・販売指定店 56店
3 集団資源回収	資源回収実施団体補助金 【回収数量補助金】 単価×3.5円 【回収定額補助金】 実施1回毎に2,000円 資源回収団体補助金 【回収数量補助金】 資源回収実施団体へ交付する 回収数量補助金の4分の1以内 【交付対象】 「リサイクル石巻」	資源回収報奨金 [回収数量報奨金](kgあたり) 団体 回収業者 一升びん 3円 3円 ビールびん 5円 1円 紙類 3円 3円 アルミ缶 5円 1円 布類 5円 1円	資源回収報償金 【回収数量報償金】(kgあたり) 団体 回収業者 紙類 4円 3円 金属 4円 3円	資源回収補助金 【回収数量補助金】(kgあたり) 団体 回収業者 びん類 4円 2円 紙類 4円 2円 アルミ缶 5円 2円 スチール缶 3円 1円 布 類 4円 2円

ı	専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会
			771141	44.001114

	 況	調整の具体的内容	
桃生町	北上町	牡鹿町	
設置基準 ~ 粗大ごみ以外のごみの集積所は、各部落毎に1箇所ないし2箇所設置(各部落で設置)ごみ集積所の設置、変更については現在ところありません。又、ごみ集積所の清潔、保持管理は衛生幹事が中心となり行う。維持管理は、当該地区が行う。 ごみ集積所設置数 ~ 80箇所	有害ごみ集積所は同じ箇所,概ね20戸に1箇所,だが用地が用地が明めるは,50戸に1箇所の所もあり。ごみ集積所の設置・変更は,行政区長と衛生組合長の連結で表認申請書を提出していただき,現地確認の上一部組合と協議後承認している。又,ごみ	積所で概ね10戸に1箇所設置 ごみ集積所の設置はごみの収 納ボックスを平成10年度から開 始し、集積場所を減らしている。 また、ごみ集積所の維持管理	既設のごみ集積所は,現行のとおり新市に引き継ぐ。
・町指定ごみ袋 町指定ごみ袋 河北地区(河 北町・北上町・桃生町)で統一し たごみ袋, 半透明なポリエチ レン製(85×65)	・指定ごみ袋 ・指定ごみ袋 一部事務組合 指定の45以の半透明なポリエ チレン製の袋(製造販売用袋) ・承認業者 製造承認業者 ~1社 販売業者~町内各商店		新市において,指定収集袋を作成し(30 ぱと45ぱの半透明なポリエチレン製),現 行のごみ袋は合併後も無くなるまで使用可能とする。 サービス袋を承認し,使用可能とする。
資源回収補助金 【回収数量補助金】(kgあたり) 団体 回収業者 紙 類 4円 2円 びん類 4円 2円	資源回収報奨金 【回収数量報奨金】(kgあたり) 団体 回収業者 茶色びん 3円 3円 紙 類 3円 3円 アルミ缶 5円 1円 布 類 5円 1円	町立中学校の廃品回収のみ	集団資源回収については,回収品目は紙類,ビン類(コーラびん,サイダーびん及び雑びんは除く。)及び缶類(アルミ缶とスチール缶に分ける。)とする。回収補助金単価については,合併時は石巻市は団体3円・業者1円とし,3年以内に統一する。

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
調整方針	5 一般廃棄物最終処分場 (1) 各市町が所有する-	•	ついては,現行のとおり新市に引き継ぐ。

T古				現	_
項	目	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
4 ごみり		石巻市西清掃工場		雄勝町クリーンセンター	
設(一部		·所在地:石巻市門脇字元明神地内		·所在地:雄勝町大字雄勝字小渕地内	
合所有分 く)	かを除	·炉型式:流動床式焼却炉		・炉型式:機械化バッチ式	
`)		(45t×2基)		(7.5t×2基)	
		石巻市清掃センター			
		·所在地:石巻市沢田字平形日影山地内			
		·炉型式:流動床式焼却炉2基			
		(41 t x 2基)			
		石巻広域クリーンセンターは	石巻広域クリーンセンターは	石巻広域クリーンセンターは	石巻広域クリーンセンターは
		石巻地区広域行政事務組合の	石巻地区広域行政事務組合の	石巻地区広域行政事務組合の	石巻地区広域行政事務組合の
		所有	所有 	所有	所有
			 河北地区衛生センターは河北		河南地区衛生処理センターは
			地区衛生組合の所有		河南地区衛生組合の所有
5	(1)	 ·所在地∶石巻市南境字大衡山地内	 ·所在地:河北町皿貝字若宮地内	·所在地:雄勝町大字雄勝字小渕地内	·所在地:河南町北村字海上地内
一般廃	施設の	·埋立容量 ~ 270,700m3	·埋立容量:34,000m3	·埋立容量~20,700m3 (100%)	·埋立容量~51,600m3(100%)
A 1040	概要	·埋立済容量~103,600m3	·埋立済容量:5,240m3	·埋立済容量~9,350m3(45%)	·埋立済容量~16,478m3(32%)
終処分		·埋立残容量~167,100m3	·埋立残容量:28,760m3	·埋立残容量~11,350m3	·埋立残容量~35,122m3
場		·浸出水処理施設~150m3/日	·浸出水処理施設:15m3/日	·浸出水処理施設~18m3/日	·浸出水処理施設~30m3/日
		发出水处是池设 10011107日	发出水经建泥胶:1011107日	发出水经建加酸 1011107日	发出外处空池改 3011107日
	(2) 廃棄	最終処分場へ定期的に廃棄物	最終処分場への搬入は河北、桃	搬入はすべて個別持込み。	
	物搬入承	を搬入する事業者に対し、「廃棄	生、北上町の一般廃棄物収集運		
	認事務	物搬入車両証」を交付してい る。・承認期間~2年	搬委託業者のみに指定している。		
	(3)		月曜日~金曜日 午前10時~正午	月曜日~金曜日 9:00~15:00	・粗大ごみ 水・土・日(年末年始を除く)
	搬入日	年末年始を除く)		土曜日 9:00~11:30	受付時間 8:30~16:00
		·受付時間 8:45~11:45,			資源回収センター
		12:45 ~ 16:00			・不燃ごみ・資源ごみ各収集日
					受付時間 8:30~17:15
					・搬入物 処分場 粗大ごみ
					回収センター 不燃ごみ・資源ごみ
	(4)	燃やせないごみ・粗大ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ 中間処理	燃やせないごみ・粗大ごみ	
	搬入で	~ 土砂 , 石 , 刈草·雑草 , 焼却	後の破砕したガラス類、瀬戸物	~ 刈草·雑草,焼却灰,布団·毛布,家具類,瀬戸物,ガラス類,	
	きるごみ	灰, 布団·毛布, 家具類, 瀬戸 物, ガラス類, 蛍光管	類に限る。 なお、金属類、電気コード、缶等の受入は不可。	中, 豕兵親, 瀬戸物, カラス親, 蛍光管	
		資源物 ~ ペットボトル , 空き		資源物 ~ ペットボトル , 空き	
	(5)	びん類,空き缶・金属類	4m #2	びん類,空き缶・金属類	
	(3) 処理手	·一般廃棄物~610円 / 100kg	無料	·一般廃棄物~160円/50kg	
	数料	·合せ産業廃棄物~760円/100kg		・合せ産業廃棄物~320円/50kg	
		·減免措置~生活保護者,火災		· 減免措置~生活保護者 , 火災	
		等の災害ごみ , 庁内ごみ		等の災害ごみ,庁内ごみ	

100 HJA 3 - 7	<u> </u>		
専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会

	 況	国教の目体的内容	
桃生町	北上町	牡鹿町	調整の具体的内容
桃生町 石巻広域クリーンセンターは 石巻地区広域行政事務組合の 所有	北上町 石巻広域クリーンセンターは 石巻地区広域行政事務組合の 所有	牡鹿町 牡鹿町クリーンセンター ・所在地:牡鹿町大字+八成浜字清崎山地内 ・炉型式:機械化パッチ式 (10t × 2基)	各市町が所有するごみ焼却施設については,現行のとおり新市に引き継ぐ。
河北地区衛生センターは河北 地区衛生組合の所有	河北地区衛生センターは河北 地区衛生組合の所有		
· 所在地 : 河北町皿貝字若宮地内	・河北町に同じ(一部事務組合・・ 幹事町 河北町)	・所在地: 牡鹿町大字十八成浜字 清崎山地内 ・埋立容量 ~4,640 丌 ・埋立落量~(平成14年10月より供用開始) ・埋立残容量~(平成14年10月より供用開始) ・侵出水処理施設~(クローズ 型のため無放流)	各市町が所有する一般廃棄物最終処分 場については,新市に引き継ぐ。
・河北町に同じ(一部事務組合・・ 幹事町 河北町)	·河北町に同じ(一部事務組合・・ 幹事町 河北町)	なし	合併時までに調整する。
・河北町に同じ(一部事務組合・・ 幹事町 河北町)	・河北町に同じ(一部事務組合・・ 幹事町 河北町)		各施設ごとの搬入日等の搬入要領を, 合併時までに調整する。
・河北町に同じ(一部事務組合・ 幹事町 河北町)	・河北町に同じ(一部事務組合・ 幹事町 河北町)	搬入していない	受け入れ基準を16年度中に調整する。
・河北町に同じ(一部事務組合・・ 幹事町 河北町)	・河北町に同じ(一部事務組合・・ 幹事町 河北町)	なし	合併時までに調整する。

協定項目の番号	25 - 17	協定項目の名称	ごみ処理対策事業の取扱い
調整方針	した許可方針・基準に に支障のない時期まで	ては,経過措置を設け,新i より許可する。許可方針・碁 でに策定する。 数料については,石巻市の	市に引き継ぐ。更新時については,新市において策定 基準については,石巻市の例を基本に,新市での許可 の例により10,000円とする。再交付手数料については,

項	目	現				
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
6 —	(1) =π=π-σσ	・一般廃棄物収集運搬業の許可件数			・一般廃棄物収集運搬業の許可件数	
コスフロント	許可等 の状況	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業~10社	4社	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業~2社	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業~6社	
物処理 業の許	03-17(7)6	ごみの収集運搬業~12社	7社	ごみの収集運搬業~1社	ごみの収集運搬業~8社	
可		汚泥等の収集運搬業~6社	1社	汚泥等の収集運搬業~1社	廃家電(ごみ収集運搬業の内)収集運搬業~4社	
		廃タイヤの収集運搬業~1社	該当なし			
		廃家電(限定)収集運搬業~1社	該当なし			
		かき殻の収集運搬業~1社	該当なし			
		かき殻の処分業~1社	該当なし			
		・一般廃棄物再生利用業の指定状況				
		かき殻の再生輸送業及び再生活用業~1社	該当なし			
		木〈ず,選定枝の再生輸送業及び	2社			
		再生活用業~1社				
	(2)	ごみの収集運搬業については, 平成15年3月に許可方針及び	許可申請書の事業計画につい て審査し、適正であると認められ		河南町廃棄物の処理及び清掃 に関する条例,河南町廃棄物の	
	許可方 針	審査基準を定め,この基準を満	る場合は許可する方針である。		処理及び清掃に関する条例施行	
		たす業者は許可することとした。			規則	
	(3) 許可申	一般廃棄物収集運搬業(許可・更新・	5,000円	一般廃棄物処理業の許可申請手数料	一般廃棄物収集運搬業(許可・更新・	
	請手数	変更)申請手数料 10,000円		1件につき 6,000円	変更)申請手数料 3,000円	
	料	一般廃棄物処分業(許可·更新·	5,000円		一般廃棄物処分業(許可・更新・	
		変更)申請手数料 10,000円			変更)申請手数料 3,000円	
		一般廃棄物収集運搬業·処分業許可証	2,000円	許可証の再交付申請手数料	一般廃棄物収集運搬業·処分業許可証	
		再交付手数料 3,000円		1件につき 3,000円	再交付手数料 2,000円	
	(1) 許可の	·浄化槽清掃業許可件数~10社	1 7 ↓	·浄化槽清掃業許可件数~1社	·浄化槽清掃業許可件数~3社	
	状況	▎∄□□相用沛未可判计数~Ⅰ□灶		プチドル1月月前未可り 下奴~「仏	プチル1月月前未正り17女~7仕	
許可	(2)	· 浄化槽清掃業許可申請手数料	5,000円	· 浄化槽清掃業許可申請手数料		
	許可申 請手数	│ 10,000円 ·浄化槽清掃業許可証再交付手	2,000円	6,000円 ·浄化槽清掃業許可証再交付手	4,000円 ·浄化槽清掃業許可証再交付手	
	料	数料	-,	数料	数料	
		3,000円		3,000円	2,000円	

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会
-------	--------	------	-------

7 浄化槽清掃業の許可

- (1) 既存の許可については,経過措置を設け,新市に引き継ぐ。
- (2) 申請·更新·変更手数料については,石巻市の例により10,000円とする。再交付手数料については,石巻市の例により3,000円とする。

	 況		四数《日本集本中
桃生町	北上町	牡鹿町	調整の具体的内容
・一般廃棄物収集運般業の許可件数	・一般廃棄物収集運搬業の許可件数	・一般廃棄物収集運搬業の許可件数	既存の業許可は,経過措置を設け,新市
し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業~2社	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業~2社	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業~1社	に引き継ぐものとする。また、更新時につい
ごみの収集運搬業~5社	ごみの収集運搬業~7社	ごみの収集運搬業2社(網地島1社含む)	ては,新市において策定した許可方針及 び許可基準により許可するものとする。
汚泥等の収集運搬業~1社	汚泥等の収集運搬業~2社	汚泥等の収集運搬業~なし	ひ計り基件により計りするものとする。
		廃タイヤの収集運搬業~なし	
		廃家電(限定)収集運搬業~2社	
		かき殻の収集運搬業~なし	
		かき殻の処分業~なし	
	・一般廃棄物再生利用業の指定状況	・一般廃棄物再生利用業の指定状況	
	木〈ず,選定枝の再生輸送業及び	かき殻の再生輸送業及び再生活用業~なし	
	再生活用業~1社	木〈ず、選定枝の再生輸送業及び	
		再生活用業~なし	
ごみの収集運搬業については、「 廃棄物の処理及び清掃に関する			許可方針・許可基準については、石巻市
法律」等関係法令の基準を満た 法律」等関係法令の基準を満た	平成 3 年 3 月に計り万軒及び 審査基準を定め、この基準を満		の例を基本に新市での許可に支障のない
す業者を許可する。	たす業者は許可することとした。		時期までに策定する。
一般廃棄物処理業の許可申請手数料	一般廃棄物収集運搬業(許可・更新・	一般廃棄物収集運搬業(許可・更新・	申請・更新・変更手数料は,石巻市の例
1件につき 3,000円	変更)申請手数料 5,000円	変更) 申請手数料 2,000円	により10,000円とする。 再交付手数料は,石巻市の例により
	一般廃棄物処分業(許可·更新·	一般廃棄物処分業(許可·更新·更新)	3,000円とする。
	 変更)申請手数料 5,000円	 申請手数料 なし	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
許可証の再交付申請手数料	一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証	一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証	
1件につき 2,000円	再交付手数料 2,000円	再交付手数料 なし	现在办券执行员 经海供票券机计 蛇主
│ ・浄化槽清掃業許可件数~2社	│ ・浄化槽清掃業許可件数~2社	│ ⋰ 浄化槽清掃業許可件数~1社	既存の業許可は,経過措置を設け,新市 に引き継ぐ。
73 1010/1930/2011 311 20 - 12			
・浄化槽清掃業許可申請手数料	·浄化槽清掃業許可申請手数料 5.000円	·浄化槽清掃業許可申請手数料 2.000円	申請・更新・変更手数料は,石巻市の例
1件につき5,000円	5,000円 ·浄化槽清掃業許可証再交付手	2,000円 ·浄化槽清掃業許可証再交付手	により10,000円とする。
・許可証の再交付申請手数料	数料	数料	再交付手数料は,石巻市の例により 3,000円とする。
1件につき2,000円	2,000円	1,000円	0,000 10 9 00

協定項目の番号	25 - 17	25 - 17 協定項目の名称 ごみ処理対			
調整方針			及取り方式とし,処分先は現行のとおりとする。 新市において業者と協議し調整する。		

項	目			現		
坦	Ħ	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
8 し尿処理	の処理	市許可業者が汲取り, 石巻地区 広域行政事務組合の東部・西部 衛生センターで処理		町許可業者が汲取り,石巻地区 広域行政事務組合の西部衛生 センターで処理	町許可業者が汲取り,石巻地区 広域行政事務組合の西部衛生 センターで処理	
		·一般廃棄物(し尿)収集運搬業 者~10社		者~1社	·一般廃棄物(U尿)収集運搬業者~1社	
	の汲取り 料金	業者団体である「石巻環境保全事業協同組合」と3年ごとに見直し、調整を図ることとしている。 現行料金は平成8年7月1日から据え置かれている。	許可業者からの要請に基づき改定している。			
		【汲取り料金】	現行料金	【汲取り料金】	【汲取り料金】	
		·市内部~12円60銭/%	9円50銭/%(平成9年11月1日から)	雄勝町内~10円50銭/ポ	・9円10銭/%	
		·半島部~13円60銭/ポ			・現行料金は平成9年10月1日から据置	
		·離島部~31円50銭/ポ				
		(市補助17円90銭)				

専門部会名	生活環境部会	分科会名	環境分科会

-	況	調整の具体的内容	
桃生町	北上町	牡鹿町	神霊の共体的内台
町許可業者が汲取り、石巻広域 行政事務組合の西部衛生セン ターで処理	町許可業者が汲取り,石巻地区 広域行政事務組合の東部・西部 衛生センターで処理		許可業者による汲取り方式とし,処分先は現行のとおりとする。
·一般廃棄物(U尿)収集運搬業者~1社	·一般廃棄物(U尿)収集運搬業者~2社	·一般廃棄物(U尿)収集運搬業者~1社	
現行料金は、平成10年6月1日 から据え置かれている		許可業者である(有)牡鹿衛生と協議している。現行料金は平成11年2月1日から据え置かれている。	汲取り料金は,行政が一方的に決められるものではないため,当面は現行のとおりとし,新市において業者と協議する。
【汲取り料金】	【汲取り料金】	【汲取り料金】	
9円50銭	·町内~10円30銭/ポ	·本土~15円50銭/キハ៓	
		·離島部~18円00銭/%	
		(町補助2円00銭)	
		(離島までの衛生車の運搬料に ついては町費負担)	

ごみ処理対策事業の取扱いについて

1 提案の理由

ごみ処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき一般廃棄物処理 計画を定め適正な処理を行わなければならないとされており、合併にあたっては、新市 の一般廃棄物処理計画を策定し、統一的な体制を整備する必要があります。

現在,各市町のごみの処理方法等には,少なからず相違があるため,新市民の日常生活に支障・不便のないよう十分に配慮し,調整する方針としています。

2 ごみ処理対策事業に関する法令(抜粋)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

(目的)

第1条 この法律は,廃棄物の排出を抑制し,及び廃棄物の適正な分別,保管,収集, 運搬,再生,処分等の処理をし,並びに生活環境を清潔にすることにより,生活環境 の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(国民の責務)

第2条の3 国民は,廃棄物の排出を抑制し,再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り,廃棄物を分別して排出し,その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により,廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第3条 事業者は,その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 省略

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の 促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、 一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備 及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 国,都道府県及び市町村は,廃棄物の排出を抑制し,及びその適正な処理を確保するため,これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

- 第6条 市町村は,当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般 廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。
- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の 一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
- 3 市町村は,地方自治法第2条第4項の基本構想に即して,一般廃棄物処理計画を定めるものとする。
- 4 市町村は,その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては,当該市町村の区域内の 一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つ よう努めなければならない。
- 5 市町村は,一般廃棄物処理計画を定め,又はこれを変更したときは,遅滞なく,これを公表しなければならない。

(市町村の処理等)

- 第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。第7条第3項、第7条の3、第8条の2第6項、第9条第2項、第9条の2第2項、第9条の3第11項、第13条の11第1項、第15条の12、第15条の15第1項、第16条の2第2号、第23条の3第2項及び第24条を除き、以下同じ。) しなければならない。
- 2~5 省略

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は,当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては,一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし,事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。),専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については,この限りでない。

2~12 省略

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)

(目的)

- 第1条 この法律は、環境基本法(平成5年法律第91号)の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
- 第32条 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号) (目的)

- 第1条 この法律は、容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。(市町村分別収集計画)
- 第8条 市町村は,容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは,環境省令で定めるところにより,3年ごとに,5年を1期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画(以下「市町村分別収集計画」という。)を定めなければならない。

2~5 省略

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)

(目的)

第1条 この法律は,主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において,近年の国民経済の発展に伴い,資源が大量に使用されていることにより,使用済物品等及び副産物が大量に発生し,その相当部分が廃棄されており,かつ,再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ,資源の有効な利用の確保を図るとともに,廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため,使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし,もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

3 先進事例

静岡市(平成15年4月1日合併)

清掃事業の取扱い

市民生活に支障を来たさないことを基本に、新市において再編する。

- (1) ごみ処理事業については, ごみの減量化・資源化を推進するとともに, 収集方法等を新市において再編する。
- (2) し尿処理事業については、収集体制は当面現行のとおりとする。なお、収集料金については、合併後速やかに統一に向け調整するものとする。

周南市(平成15年4月21日合併)

環境衛生,環境保全事業

(1) し尿収集

徳山市の例により調整する。ただし,熊毛町の収集方法は,当面現行のとおりとする。

(2)ごみ収集

新市に移行後も当分の間現行どおりとし, 随時調整する。

(3)指定ごみ袋

新市に移行後,速やかに調整する。

唐津・東松浦合併協議会

ごみ・し尿対策事業

- 1 ごみ対策事務は、次のとおり調整する。
- (1)可燃ごみ,不燃ごみ及び資源物

収集方法,収集回数及び収集方式(以下「収集体制」という。)は現行のまま新市 に引き継ぎ,必要に応じ随時調整する。

処理手数料(ごみ袋の販売価格)は,合併までに調整する。

(2)粗大ごみ及び特定家庭用機器

収集体制は,現行のまま新市に引き継ぎ,必要に応じ随時調整する。 粗大ごみの処理手数料及び特定家庭用機器の収集手数料は,合併までに調整する。

- 2 し尿処理対策事務は,次のとおりとする。
- (1)許可手数料は,合併までに調整する。
- (2)収集手数料は,新市移行後できる限り速やかに調整する。
- (3) 収集業務は,現行のまま新市に引き継ぎ,必要に応じ随時調整する。

協議第27号

建設関係事業の取扱い (協定項目 25-23) について

建設関係事業の取扱いについて,次のとおり提案する。

平成15年11月27日提出

石巻地域合併協議会 会 長 土 井 喜 美 夫

建設関係事業の取扱いについては,次のとおりとする。 1 認定道路については,現行のとおり新市に引き継ぐ。また,道路認定基準については,石巻市の例により合併時に統一する。 2 道路橋りょう維持管理については,現行のとおり新市に引き継ぐ。なお,維持管理体制については,合併後3年以内に統一する。 3 都市計画については,現行のとおり新市に引き継ぐものとし,合併後,速やかに見直しを図る。 4 住宅整備については,合併後,地域特性に応じた整備計画を策定し,実施する。 5 公営住宅の家賃については,合併後,速やかに国の基準に合わせた算定方式に統一し,入居者の負担増となる場合は5年	1 認定道路については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また 道路認定基準については、石巻市の例により合併時に統一する。 2 道路橋りょう維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、維持管理体制については、合併後3年以内に終 一する。 3 都市計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、合併後、速やかに見直しを図る。 4 住宅整備については、合併後、地域特性に応じた整備計画を策定し、実施する。 5 公営住宅の家賃については、合併後、速やかに国の基準に	項目	建設関係事業の取扱い(協定項目 25-23)
以内に段階的に調整する。 6 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については,現行のと	以内に段階的に調整する。		建設関係事業の取扱いについては,次のとおりとする。 1 認定道路については,現行のとおり新市に引き継ぐ。また,道路認定基準については,石巻市の例により合併時に統一する。 2 道路橋りょう維持管理については,現行のとおり新市に引き継ぐ。なお,維持管理体制については,合併後3年以内に統一する。 3 都市計画については,現行のとおり新市に引き継ぐものとし,合併後,速やかに見直しを図る。 4 住宅整備については,合併後,地域特性に応じた整備計画を策定し,実施する。 5 公営住宅の家賃については,合併後,速やかに国の基準に合わせた算定方式に統一し,入居者の負担増となる場合は5年以内に段階的に調整する。 6 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については,現行のと

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

協定項目の番号	25 - 23	協定項目の名称	建設関係事業の取扱い
調整方針	1 認定道路につい 石巻市の例により 2 道路橋りょう維持	合併時に統一する。	所市に引き継ぐ。また,道路認定基準については, 行のとおり新市に引き継ぐ。なお,維持管理体制

τZ	——— [目						現		
均	! 🗆	石 巻	市	河 ‡		雄 朋	券 町	河	南 町
	各認する	「市町村道の 全実 1 級路線 の の は の は の は の は の は り の は り の り の り の	1,611路線 597,633m 78,386m 59 78,386m 59 97,238m 26 路線 479,275m 1,526路 479,275路 479,275路 539,752.2m 90.97(%) 539,752.2m 90.97(%) 6所,延長2,137m 月,至上長2,137m 日,至上上長2,137m 日,至上上長2,137m 日,至上上長2,137m 日,至上上上長2,137m 日,至上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上	「一全実」2 そ 舗 橋非 永 町規る。 市路延級路級路の路装延舗 非 永 町定)、町線長路線路線他線道 装梁永延久延道なり 対数 線数線数路数 長率 橋長橋長認(道道)	概要] 950 路線 478,461m 長 53,525m 17,38 41,211m 30 383,725m 903 路 188,842m 39.47 (%) 20箇所 419箇所 2,393m 基準]	「全実」 2 番 橋 事 永 町市路延級路の路の路装延舗 永延久延道村線長路線路線他線道 装梁久 路路線 大変 長率 橋長橋長設道 線数線数路数 長率 橋長 長認道の	概要] 202路線 57,936.0m 10,135.4m 5路線 10,029.8m 15路線 37,770.8m 182路線 46,090.1m 79.5(%) 1箇所 28.3m 29箇所 140.1m E基準]	「全実 1 2 まず 橋 1 水 町市路延級路級路の路装延舗 非 永 町町線長路線路線他線道 装梁久延路が線長路線路線地線道 装梁久 路路線数線数路数 長率 橋長橋長認道	の概要] 588路線 446,864.6m 37,149.4m 13路線 24,440.1m 12路線 385,275.1m 563路線 211,595.9m 47.4(%) 9箇所 50.3m 283箇所 1,443.9m
2 道路橋りょう維持管理に関	維持化	【舗装の応急及び割のの利力を整直では、表面の砂利を制度を引動をできる。 「直営を中心には、表面では、表面では、表面では、表面では、表面では、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが	征等) 規模の舗装補 敷等,消毒等 補修,職員20 ンプ2台,2tダ -プ1台,グ	委託方式及で つき直営方式 【未舗装の砂 敷不陸整正】 直営方式及で 【直営班】	が が が 表 が 表 が 表 が 表 が 表 が 表 が 表 え 人 を に え く に も う は ら に も ら に も に に も に も に に も に に に に に に に に に に に に に	敷不陸整正) 直営方式 【直営班】 該当なし 【車両等】 軽トラック1台	び小規模に 式 利敷の砂利	急時は直営 【未舗装の 敷不陸整』	5式。ただし,緊 含方式 砂利敷の砂利 E] による直営工事
すること	道路 パト ロー ル	直営方式により対応	δ	冬季以外は原 直営方式によ		直営方式に。	り対応	直営方式に	こより対応

専門部会名 道路河川分科会 建設部会 分科会名

- 3 都市計画については,現行のとおり新市に引き継ぐものし,合併後,速やかに見直しを図る。
 4 住宅整備については,合併後,地域特性に応じた整備計画を策定し,実施する。
 5 公営住宅の家賃については,合併後,速やかに国の基準に合わせた算定方式に統一し,入居者の負担増となる場合は5年以内で段階的に調整する。
- 6 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡 鹿 町	#322 35311 251 5 12
(市町村道の概要) 全路線 578路線 実延長 290,124.86m 1級数 15路線 18,370.23m 路線数 11路線 その他路 235,279.73m 路線 552路線 舗装 41.2(%) 橋 梁 41.2(%) 橋 梁 160箇所 延路記定基準) 規定なし(道路法による。)	Tom To	【市町村道の概要】 全路線数 358路線 実延長 92,381.9m 1級路線 31,951.3m 路線数 10路線 2級路線 7,553.2m 路線数 8路線 その他路線 52,877.4m 路線道 延 長 84,849.5m 舗装道 平 91.8(%) 橋 梁 第永久橋 333.4m 【町道路認定基準】 規定なし(道路法による。)	認定道路については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、道路認定基準については、石巻市の例により合併時に統一する。
【舗装の応急】 直営方式。舗装穴(30cm四 方程度まで)の補修。それ以 外は業者委託方式 【未舗装の砂利敷の砂利敷 不陸整正】 業者委託方式 【直営班】 該当なし 【車両等】 該当なし	転 【車両等】 グレーダー2台 , タイヤロー ダー3台	【未舗装の砂利敷の砂利敷 不陸整正】 業者委託方式(未舗装道路 はほとんどなし。) 【直営班】 該当なし 【車両等】 2tダンプ1台,グレーダー1台	現行のとおり,直営及び委託方式を 併用する。なお,直営事務所について は,合併時に2箇所体制とする。
直営方式により年数回のパトロール	直営方式により対応	直営方式により対応	現行のとおり新市に引き継ぐ。

協定項目の番号 25-23 協定項目の名称 建設関係事業の取扱い

7.3	頂日												
項目		石	巻	市	河	北	町	雄	勝	田丁	河	南	町
	除草	市道並びに場を業者委託方		5路線の除草 り対応	町全域ににより対応		[営方式	者委託,	2回刈	〕以降は	幹線及び作用水路等) 部分につき 行政区長を 営方式によ	と関連 [・] き業者委 を監督員	する路線 託及び 員とし,直
2 道路	除雪	式により式により式によりではよりでは、	。 り 所 琴 ル 判 署場 ようの応 辺 弱 上げ という あった 辺 ちょう おんき かんしょう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしん はんしん はんしんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしんしん はんしん はん	手地区のみ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	上に(2) (2) (2) (2) (3) (4) (3) (3) (3) (3) (4) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	り準町雪た路雪た気料では営対】役深場線深場象断で、町事応場が合情し、町事が合くが終い、町事が、大学のでは、	対地内5cm 対象 は 対 35cm より が 35cm と M の と M の と M の と M の も の と M の も の も の で も の の の の の の の の の の の の の	応【除雪紀済 7 5 5 7 5 6 7 5 6 7 5 6 7 5 6 7 5 6 7 6 7	延 準則しず、気になる。 は、場には、場にという。 は、場にという。 は、これをといる。 かいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま は)により 1地は、 合内報し、 も 情報し、 も も も も も も も も も も も も も も も も も も も	降雪が5~ した場合。]	
橋りょう維持管理に関すること(つづき)	融雪	山融県バ坂記(1)2、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、	学道に時結合残一署に結合・残一署がある。	Rを中心とした において,下 雪する。 長又は凍結の がある場合 ,市巻消防署	心と道いでは、1日、1日、1日、1日、1日、1日、1日、1日、1日、1日、1日、1日、1日、	準1、三照下るパ/○0実に恐実合朝等連員、三の東不記。「「一つで実に恐実合の関係である。」「一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、	祭町区の ルロウムの ルロウム 水田区の ルロウム はいいい はいない はいない はいない はいない ない ない はい	分式時間積つあ(は合(場)は)に融資基準前のの(は合(2)は)の(3)は(3)は(3)は(3)は(3)は(3)は(3)は(3)は(3)は(3)は	ハ剤体準をはいる、後なでパ及う生物である。 後れでいる のののできない でいたがたずい をいまる 整う雪結れ 残しずい ひもずい といい しょう きょう きょう きょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう し	者置 合なす状が 雪布るー面合ク芸は を状る態る が回。ル凍。ス託臨 図態。又場 あ数 等結 をおうした ひんしん ひんしん ひんしん ひんしん ひんしん ひんしん ひんしん ひん	結の連絡が (4)監督員 場合	別のいかでは、これでは、これでは、これでは、まれば、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	FO は のは、 は、 は、 がいない は、 がいない は、 は、 はいいるのでは は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
	 街路 樹	石巻市シル/ 委託し,維持		材センターに 行う。	該当なし			随時,業 り対応	者委託	方式によ	業者委託7 らさぎ台地		
	街路 灯	町内会等からの上,市にて行料も市負担。 支給し,町内を 修繕は市負担。	封路灯 20w蛍 会にて3	設置し,電気 光灯はランプ	該当なし			雄勝地区 し,設置: 他は各地	維持管	理。その	該当なし		

専門部会名	建設部会	分科会名	道路河川分科会

桃 生 町	況 北 上 町	牡 鹿 町	調整の具体的内容
機 主 町 業者及び地区町内会等の代表者への委託方式により対応		杜 展 町 牡鹿町建設業振興協力会及 び網地行政区,長渡行政 区,泊浜青年会への委託方 式により対応	現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、維持管理体制については、合併後3年以内に統一する。
業者委託方式により対応(町内11業者を指定した路線ごとに振り分け) 【除雪基準】(1)桃生町役場敷地で新降雪深が5cm以上に達した場合(2)除雪路線を対象として,パトロールを行い気象情報などにより総合判断し,今後の積雪量が5cm以上に達すると認められるときは,除雪作業を行う。	【除雪基準】 (1)町内一円 (2)除雪路線を対象に,降雪深が7cm以上に達した場合,パトロールを行い判断し待機 又は出動する。 (3)河北警察署などからの除雪要請を受けた場合も待機 又は出動する。	要道路重点地区 (2)除雪路線を対象として, 新降雪深が約5cm以上に達	
業者委託方式(主要道路) 及び各地域住民に日陰等の場所につき物布を委託 【融雪基準】 バス路線,通学路線を中心とした坂道等の主要道路において,下記状態の場合に融雪する。 (1)路面が凍結状態又は凍結の恐れがある場合(2)除雪後に残雪がある場合(3)道路パトロール,住民などから連絡された場合(4)監督員の指示があった場合	への融雪剤支給 【融雪基準】 バス路線,通学路線を中心と した坂道等の主要道路において,下記状態の場合に融 雪する。 (1)通常降雪時 (2)路面が凍結状態又は凍 結の恐れがある場合 (3)除雪後に残雪がある場 合 (4)道路パトロール,河北警	主要路線36路線については 業者委託方式により融雪剤 の設置 [融雪基準] パス路線,通学路線を中心と した坂道等の主要道路において,下記状態の場合に融 雪する。 (1)通常降雪時 (2)路面が凍結場合 (2)路面がある場 (3)除雪後に残雪がある場 (3)除雪後に残雪がある場 (4)道路パトロール石巻警察 エルガ防署牡鹿出張所などから連絡された場合	
該当なし	該当なし	鮎川森林組合委託方式によ リ対応	現行のとおり新市に引き継ぐ。
道路照明灯(400W級)の新 設修繕等。道路照明灯の電 気料町負担	町負担	維持管理費及び電気料は全 て町負担	

協定項目の番号 25-23 協定項目の名称 建設関係事業の取扱い

	•												
項目								1		玛	I		
-7.1	白	巻	市		河	北	町	太 隹	勝	町	河	南	町
3 都市計画に関すること	性当最都	1(17,7 3)居居住住域域 或 或 各所 節所 設设場 () 2点均内(見5.1 a)専専居居 4 4 5 6 6 6 6 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6	第50 地地用用 泉、 浜市 、	359.3ha 9.6ha 123.9ha 224.4ha 335.1ha 560.6ha 38.9ha 82.5ha 69.4ha 568.7ha 44.5ha 17.4.4ha 31.6ha 07,166m 2箇所 \$25	都市 都市 2路線 公園	定850.4 定850.4 定850.4 定3号 相域設計延線節 画长2 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原	1.8(県 定変更 Eなし 追路 1,110m	当有第734年最后,由于1940年,	定824. 1号(1) 56. 1号(1) 56. 1号(1) 56. 1号(1) 56. 19 5	8.19(建 3.20(県 定なし 道路 3,305m	第1種住居 第2種住居 準工業地域 工業地域2 都市施設 都市計画 4路線,延 公園緑地	12.1(県 .16(県 1,240ha 7.3ha 再 付は域46。 地域53。 或14.5ha 直長7,070m 道氏7,070m	告第986号) 言第678号) 用地域33.0ha 0ha 3ha m 也区公園1箇戶

専門部会名	建設部会	分 科 会 名	都市計画分科会

株 生 町 北 上 町 牡 鹿 町 株 生 町 北 上 町 牡 鹿 町 横要は 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	株 生 町 北 上 町 牡 鹿 町 1
該当なし 「概要] 牡鹿都市計画 当初指定S14.10.14(内告第495号) 最終指定S56.3.20(県告第281号) 土地利用 用途地域指定なし 都市施設 供給処理施設 駐車場4箇所,ごみ焼却場1箇 所,火葬場1箇所 都市計画道路 3路線,延長1,505m 区画整理事業 1地区1.1ha 地区計画	該当なし [概要] 牡鹿都市計画 当初指定\$14.10.14(内告第495号) 最終指定\$56.3.20(県告第281号) 土地利用 用途地域指定なし 都市施設 供給処理施設 駐車場4箇所,ごみ焼却場1箇 所,火葬場1箇所 都市計画道路 3路線,延長1,505m 区画整理事業 1地区1.1ha 地区計画

協定項目の番号 25-23 協定項目の名称 建設関係事業の取扱い

-= D									現				
項目	Z	5 巻	市		河 北	町		雄 勝	町		河	南	町
4 住宅整備計画	総合: (1)2 改善: (1)2 (1)2 (1)3 (1)3 (1)3 (1)3 (1)3 (1)3 (1)3 (1)3	でではできます。 できます できまり できまい できまい できない いい いい できない いい い	基づい impta y ク総合 i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	総合 (1) 改善	容] 可北町営住宅 記括用計画に基準ではできる。 はまずいはではできる。 のではできます。 のでは、おいいでは、おいいでは、ままず。 のでは、おいいでは、ままず。 のでは、おいいでは、ままず、は、ままず、は、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ま	基づい 十画する ック総合		容】 券町総合計画 「建設する。	に基づ	より 2.平	容] 公営住 ² 整備を§ ² 成16年 §ンを策?	実施中 度に	¹ 。 マスタ ー
	1 [向陽町	棟/戸 74/338 33/87 14/29	1 2 3	団地名 本屋敷 本屋敷 上納(下)	棟/戸 2/4 2/8 9/45		団地名 味噌作上野 折下1号 折下2号	棟/戸 5/9 10/10 10/10	1 2 3	団地名 黒沢 西柳原 和渕一		棟/戸 20/20 12/12 9/9
	5 7		4/128 5/120	5	, ,	4/20 3/15	5		2/10 2/10	5			5/5
			7/14 3/80	6 7	崎山 上町	2/10 1/16	6 7	味噌作3号 下雄勝	2/10 7/7	6 7	黄金袋 鹿又		12/12 10/20
	8 [南浜町	1/24	8	六本木(4F)	1/24	8	大浜	5/5	8	小竹		5/5
		南浜町	10/56	9	亀ヶ森1号棟	1/24		折下厚生	1/1	9	糠塚		5/5
			2/4		亀ヶ森2号棟		10	水浜	5/5	10	広渕一		19/19
	11		6/6	11	亀ヶ森3号棟	1/6				11			7/7
	12 🖥		1/1								北村		5/5
	13 /		5/5							13	日照		4/20
公営住宅等の現	14 4		4/4										
況	15 }		5/20										
			5/5										
	17 月		1/20										
			2/60										
	19 1		1/2										
			2/80										
	21 1		4/72										
	268戸 良安 また 民 主 に 民 注 に 民 注 に に え た に え た に え た に え た に え た っ た っ た っ た っ た っ た っ た っ た っ た っ た	番号は改良信 では では では では でで でで でが でが でが でが でが でが でが でが	t , 不 , 保 , 危険 ,にある , に区 , , して ,										
	計	189棟/1, [⁄]	155戸		計 27棟/19	92戸		計 49棟/7	77戸		計 11	7棟/1	143戸

専門部会名 建設部会 分科会名 建築住宅分科会

				20									T
		+III	<u>и</u>	況		مالد		шт		# I		т	調整の具体的内容
7.0	h z		生	町	7 -	北	上	町	7.	牡	鹿	町	
1 . に	第 基	字】 第三次· づいて 業を行	公営信	合計画 主宅の建	1 . · 計画 る。	画に基	づいて類	設5ヶ年 建設す 経備事業	牡馬	容】 即一総 【建設 [、]		に基づ	住宅整備については,合併後,地域特性 に応じた整備計画を策定し,実施する。
						,							
		団地名		棟/戸		団地名	3	棟/戸		団地1		棟/戸	
	-	給人町	Г	2/2		橋浦		3/3	1	笹ヶ引		14/14	
2	ţ	城内		2/2		橋浦		3/3		笹ヶ平	7	6/6	
				2/2	3	橋浦(建設中)	3/3	3	熊野		2/2	
3	1	神取		1/5			は特定な		4	南		8/8	
				1/5	貸信	主宅 3	棟 3戸	5	5	南第2	<u>)</u>	3/10	
				2/10					6	寺前		15/15	
				2/10					7	金山		4/4	
4	[四軒		3/10					8	漁民	アパー	1/18	
	;	メゾンE	白鳥	4/4					9	湊川		9/9	
				3/3					10	湊川原	厚生	1/1	
				1/1					11	湊川鎮	第2	10/20	
				1/1					12	十八月	戓	2/2	
	;	メゾンス	比上	10/10					13	小沢		6/6	
	3	新田的]場	44/44					14	大原		3/3	
		(H16		14/14					15	南町	有	2/2	
		番号に	は特定な	公共賃					16	湊川鈞	第3	2/2	
貸			3棟 3						17	寺下	盯有	5/5	
									貸信		は特定 i棟 6j	公共賃	
		計	48棟/7	9戸		計	9棟/9	戸		計	93棟/1	27戸	

協定項目の番号 25-23 協定項目の名称 建設関係事業の取扱い

-= D				
項目	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
5 公宅 (1)家賃	【紹] 月の収 23,000円 123,000円 123		【公営住宅家賃算定基 一位	【公営住宅家賃算定基

専門部会名 建設部会 分科会名 建築住宅分科会

 況			一本。日本な 上京
桃生町	北上町	牡 鹿 町	調整の具体的内容
【公営住宅家賃算定基 礎額】 同左	【公営住宅家賃算定基 礎額】 同左	【公営住宅家賃算定基 礎額】 同左	公営住宅の家賃については,合併後速 やかに国の基準に合わせた算定方式に統 ーし,入居者の負担増となる場合は,5年 以内で段階的に調整する。

協定項目の番号	25-23	協定項目の名称	建設関係事業の取扱い
---------	-------	---------	------------

l I	自	石 巻 ī	市河	北町	雄	勝町	河	有 町
5 公営住宅	(2)減免等	【家賃等の減免又収猶予】 入居者が病気にかっていることその特別の事情があるにおいて必ずがあるにおいる時は、家賃があるを減免し、又は収を猶予することがある。	収猶予かし。 別他, 場合 るとび ると な徴	等の減免又に ·]	は徴 【家賃等 収猶予】 同左	の減免又は徴	【家賃等の》 収猶予】 同左	成免又は徴
	(1)家賃	【改良住宅の家賃 家賃は,月額9,000 ~17,200円(住宅」 改良法施行令第1: の2による。) 収入基準額は,一 は月額137,000円以下,裁量は178,00 以下個々の住宅の 以下個々の状況等 じて定額で定めて る。	0円 池区 3条 一般 00円 に応	主宅の家賃】 し	【改良住 該当なし	宅の家賃】	【改良住宅の 該当なし	の家賃】
6 改		【特定公共賃貸住 家賃】 該当なし	宅の【特定な 家賃】 該当な	公共賃貸住宅 し	Eの【特定公 家賃】 該当なし	共賃貸住宅の	【特定公共覧 家賃】 該当なし	賃貸住宅の
良及定賃宅は特共住	(2)減免等	【家賃等の減免又収猶予】 入居者が病気にかっている事情があるとその 特別の事情があるにおいて時間の事があるを減免し、家賃が 敷金を猶予することが きる。	収猶予か が り他, 場合 ると ひび は徴		は徴【家賃等 収猶予】 該当なし	の減免又は徴	【家賃等の》 収猶予】 該当なし	咸免又は 徴

専門部会名 建設部会 分科会名 建築住宅分科会

			<u></u>
況 桃 生 町	北上町	牡 鹿 町	調整の具体的内容
M 生 町 【家賃等の減免又は徴 収猶予】 同左			
【改良住宅の家賃】 該当なし	【改良住宅の家賃】 該当なし	【改良住宅の家賃】 該当なし	改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃 については,現行のとおり新市に引き継ぐ。
【特定公共賃貸住宅の 家賃】 近傍同種の住宅家賃 と均衡を失わないよう に定める。	【特定公共賃貸住宅の 家賃】 同左	【特定公共賃貸住宅の 家賃】 同左	
【家賃等の減免又は徴収猶予】 入居者が病気にかかっていることその他,特別の事情がある場合において必要があると認める時は,家賃及び敷金を減免し,又は徴収を猶予することができる。	【家賃等の減免又は徴収猶予】 該当なし	【家賃等の減免又は徴収猶予】 入居者が病気にかかっていることその他,特別の事情がある場合において必要があると認める時は,家賃及び敷金を減免し,又は徴収を猶予することができる。	

建設関係事業の取扱いについて

1 提案理由

(1) 道路事業のうち道路認定については、現行の道路認定基準に差異があり、その統一を図る必要があります。

認定道路については、地域の特殊性もあることから、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市の道路認定基準については、合併時に統一する内容の調整方針としています。

道路橋りょう維持管理については,道路の地域性を反映して,維持補修,道路パトロール,除草,除雪,融雪等の維持管理体制が異なり,新市においても,道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため,道路の適切な維持管理に努める体制の確保が重要となります。

このことから,原則として現行のとおり新市に引き継ぎ,地域の特殊性に考慮しながら,合併後に統一することを調整方針としています。

(2) 都市計画は,農林漁業との健全な調和を図りつつ,健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として,石巻市及び河南町は,石巻広域都市計画,河北町は河北都市計画,雄勝町は雄勝都市計画,牡鹿町は牡鹿都市計画として指定され,都市計画法の諸規定が適用され,土地利用の規制,都市計画事業等,種々の都市計画行政が実施されています。

このことから,現行のとおり新市に引き継ぎ,合併後,速やかに見直しを図ることを 調整方針としています。

(3) 住宅事業は,住民ニーズの多様化により量的充足からゆとりの空間,バリアフリー, 高齢化等への対応といった質的充実が求められています。

そのなかで賃貸住宅は、民間による供給が大半を占めていますが、公営住宅については、住宅に困窮する低額所得者を対象にしており、依然としてその果たす役割は大きく、需給バランスやライフスタイルの変化を考慮して良質な住宅を供給していく必要があります。

家賃については,各市町とも国,県の基準をもとに決めていますが,合併後,負担の増減を生じる公営住宅があります。

これらを踏まえ、公営住宅等の計画的な整備を行うとともに、家賃については、入居者の負担増とならないよう新市において調整する旨の調整方針としています。

2 関係法令

【道路法】抜粋

(この法律の目的)

第1条 この法律は,道路網の整備を図るため,道路に関して,路線の指定及び認定,管理,構造,保全,費用の負担区分等に関する事項を定め,もつて交通の発達に寄与し,公共の福祉を 増進することを目的とする。

(道路の種類)

- 第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。
 - 1. 高速自動車国道
 - 2. 一般国道
 - 3. 都道府県道
 - 4. 市町村道

(市町村道の意義及びその路線の認定)

- 第8条 第3条第4号の市町村道とは,市町村の区域内に存する道路で,市町村長がその路線を 認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては,あらかじめ当該市町村 の議会の議決を経なければならない。

(路線の認定の公示)

第9条 都道府県知事又は市町村長は,第7条又は前条の規定により路線を認定した場合においては,その路線名,起点,終点,重要な経過地その他必要な事項を,国土交通省令で定めるところにより,公示しなければならない。

(市町村道の管理)

第16条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

【都市計画法】抜粋

(都市計画の基本理念)

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(都市計画区域)

- 第5条 都道府県は,市又は人口,就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み,かつ,自然的及び社会的条件並びに人口,土地利用,交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して,一体の都市として総合的に整備し,開発し,及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において,必要があるときは,当該市町村の区域外にわたり,都市計画区域を指定することができる。~略
- 3 都道府県は,前2項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは,あらかじめ,関係市 町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに,国土交通省令で定めるところにより,

国土交通大臣に協議し,その同意を得なければならない。 ~ 略 (都市計画基準)

第13条 都市計画区域について定められる都市計画は、全国総合開発計画、~略、中部圏開発整備計画、~略、地方総合開発計画、都府県総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従って、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。~略

【公営住宅法】抜粋

(家賃の決定)

- 第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建築時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものを言う。以下同じ。)以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。
- 2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。
- 3 (省略)
- 4 事業主体は、第1項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。
- 5 (省略)

(敷金)

- 第18条 事業主体は、公営住宅の入居者から3月分の家賃に相当する金額の範囲内に おいて敷金を徴収することができる。
- 2~3(省略)

(入居者資格)

- 第23条 公営住宅の入居者は,少なくとも次の各号(老人,身体障害者その他の特に 居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者(次条第2項において「老人等」 という。)にあっては,第2号及び第3号)の条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 現に同居し,又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第27条第5項及び附則第15項において同じ。)があること。
 - (2) その者の収入がイ,ロ又は八に掲げる場合に応じ,それぞれイ,ロ又は八に掲げる金額を超えないこと。

- イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして て政令で定める場合入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額
- 口 公営住宅が,第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の 財政援助等に関する法律第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は第8条第 1項各号の1に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住してい た低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合災害により滅失した住宅に居 住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以 下で事業主体が条例で定める金額
- ハ イ及び口に掲げる場合以外の場合イ又は口の政令で定める金額のいずれをも超えない範囲内で政令で定める金額
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

【公営住宅法施行令】抜粋

(家賃の算定方法)

- 第2条 公営住宅法(以下「法」という。)第16条第1項の規定による公営住宅の毎月の 家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の 額を越える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。
 - (1) 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法(昭和44年法律第49号)第2条第1項に規定する標準地の同条第6条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村にかかるもの
 - (2) 当該公営住宅の床面積の合計(共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。)を 70平方メートルで除した数値
 - (3) 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの
 - (4) 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域状況、公営住宅の設備その他の 当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して 0.7 以上 1 以下で定める数 値
- 2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入居者の収入	金	額
123,000円以下の場合		37,100円
123,000円を超え153,000円以下の場合		45,000円
153,000円を超え178,000円以下の場合		53,200円
178,000円を超え200,000円以下の場合		61,400円
200,000円を超え238,000円以下の場合		70,900円
238,000円を超え268,000円以下の場合		81,400円
268,000円を超え322,000円以下の場合		94,100円
322,000円を超える場合		107,700円

【特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律】抜粋

(目的)

第1条 この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給 を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もっ て国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

市町村の合併に際しての公営住宅の家賃の取扱いについての通達(写)

国住総第6 5 号 平成14年7月15日

各都道府県公営住宅管理担当部長殿

国土交通省住宅局総務課 公営住宅管理対策官

市町村の合併に際しての公営住宅の家賃の取扱いについて

市町村の合併については,市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)により, 自主的な市町村合併が推進されているところであるが,市町村の合併に際しての公営住宅家賃の 取扱いについて,下記の点に留意されるようお願いする。

また、貴管内の事業主体に対しても、この旨周知されるようお願いする。

記

- 1.市町村の合併に伴い,合併市町村の区域内の公営住宅に係る公営住宅法施行令(昭和26年 政令第240号。以下「令」という。)第2条第1項第1号の数値(市町村立地係数)が変動すること がある一方,事業主体は,合併市町村の区域内の公営住宅の存する区域及びその周辺の地域 の状況等を勘案して令第2条第4項の数値(利便性係数)を定めるものであり,これらの係数により,市町村合併後の公営住宅の家賃が定められるものであること。
- 2.市町村合併の際に合併市町村の区域内の公営住宅に入居している者の合併後の家賃が合併に伴い従前の家賃の額を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、事業主体は、市町村の合併に際しての家賃負担調整として、市町村合併時からの一定の期間について、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第4項の規定により、当該入居者の家賃を減額することができるものであること。この減額を行う場合は、事業主体は、市町村の合併時からの一定の期間を定めて行うものとし、当該一定の期間は、家賃の負担調整の趣旨をふまえ、平成8年の公営住宅法改正時の例(負担調整期間3年間)等を参考としつつ、事業主体が適切に設定するものとすること。

3 他市先進事例

(道路河川関係)

加美町(平成15年4月1日合併)

町道については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

除雪事業の作業形態については、現行のとおりとし、新町における除雪計画書に基づき効率的に 実施するものとする。なお、委託料、借上料については、新町において調整する。

萩広域市町村合併協議会(平成17年3月31日合併目標とし,協議中)

市町村道については,現行どおり新市に引き継ぐ。

市町村道の認定基準については,合併時に統一する。道路法道路構造令により,幅員は4.0m以上とし,受益戸数は10戸以上とする。

伊賀地区市町村合併協議会(平成16年11月1日協定項目確認済)

道路認定基準については,新市発足時に制度を統一する。ただし,従来からの経緯を考慮し,現行の認定道路については新市に引き継ぐものとする。

新市発足時に制度を統一する。ただし、継続事業については現行のとおりとする

三次市·双三郡·甲奴町合併協議会(平成16年4月1日協定項目確認済)

- (1)市町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、新市において統一する。
- (2)道路維持管理事業については,現行のとおり実施し,実施方法については,新市において調整する。

(都市計画関係)

加美町(平成15年4月1日合併)

都市計画区域については、現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。

さいたま市(平成13年5月1日合併)

都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。 各種計画は、合併後速やかに策定する。

さぬき市(平成13年6月26日合併)

(1)都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。

宗像市(平成15年3月1日合併)

都市計画については,一体的なまちづくりを進めるため,新市において速やかに整備するものとする。

(住宅事業関係)

岩国市(平成14年4月1日合併)

- 1 公営住宅の使用料について
 - 公営住宅の使用料については、入居者の急激な負担増とならないよう、合併後一定の期間を設け調整する。
- 2 改良住宅使用料について 改良住宅使用料については、岩国市の例による。
- 3 特定公共賃貸住宅使用料について 特定公共賃貸住宅使用料については、現行のとおりとする。
- 4 若者定住住宅・町村単独住宅使用料について 若者定住住宅・町村単独住宅使用料については、現行のとおりとする。
- 5 敷金について

敷金については、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町の例による。

6 駐車場使用料について

駐車場使用料については、現行のとおりとする。

南アルプス市(平成15年4月1日合併)

公営住宅の取扱い

現状のまま新市に引き継ぎ、「負担の公平性」の基本理念に基づき、必要に応じて調整する。

山口県周南市(平成15年4月21日合併)

1 市町営住宅使用料

新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する

2 特定公共賃貸住宅使用料

現行のまま新市に引き継ぐ。

広島県三次市(平成16年4月1日合併予定:調印済)

- 1 公営住宅の家賃算定方法については、公営住宅法に基づき、新市において決定する。
- 2 特定公共賃貸住宅、改良住宅等の家賃については、当面現行どおりとする。

京都府宮津市·加悦町·岩滝町·伊根町·野田川町合併協議会 (平成15年3月19日協定項目確認済)

- 1 一般公営住宅の家賃算定方法については、新市移行後、速やかに調整します。
- 2 特定公共賃貸住宅及び公営住宅法以外の住宅の家賃算定方法については、現行のまま新市に引き継ぎます。
- 3 公営住宅の駐車場料金及び供用部の費用負担については、宮津市の例を参考に新市移行後、速やかに調整します。

愛媛県宇摩合併協議会(平成15年1月19日協定項目確認済)

1 住宅使用料は、合併年度は現行の通りとし、翌年度以降については、国から新たに示された統一係数を基に、住民個々の利便性係数を見直し、旧使用料と大きな差が生じないよう調整するものとする。

協議第28号

公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目 25-26)について

公立学校等の通学区域の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月27日提出

石巻地域合併協議会 会 長 土 井 喜 美 夫

項目	公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目 25-26)
調整方針	小・中学校の通学区域は,当面現行のとおりとする。 ただし,桃生町西八反崎地区については,合併時において現に区域外 就学にある通学区域へ変更する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

協定項目の番号	25 - 26	協定項目の名称	公立学校等の通学区域の取扱い
調整方針		学区域は,当面現行のとおりと 西八反崎地区については,合	≤する。 併時において現に区域外就学にある通学区

町名・字名等の記載については、現在の各市町の例規による。

専門部会名	教育部会	分科会名	総務·学校分科会
·			

雄 勝 町	況 河 南 町	桃生町	北上町	牡 鹿 町	調整の具体的内容
は、大田浜沢 は、桑神、噌雄、雄雄雄雄雄雄勢神、 は、大田浜沢、大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、「大田、	【広川 「大川 「大川 「大川 「大川 「大川 「大川 「大川 「大	一中第 新第三給人町上崎高賀 一中第 崎三,津下,, 桃 谷埣,,,,,,,,,,, 桃 生津一 第,新町第三神西賀 津二 舟,寺山,佐西 生,上深小袖拾入入山西向裏 生町一里,新町第三,取八上 山小,場寺崎上四野嶺 小四,山池沢貫沢山田前永永 中全,田第二,神下反, 学,崎第,軒合, 学分倉,,,,,,,,并 学域新第四,給取,崎高 校 寺第二中,,八 校 一埣牛北薬万九樫柏表, 校 一块牛北菜万九樫柏表, 校 一块牛北菜万九樫和表,	情補 情補 情補 情補 情補 情 情 情 情 情 情 情 情 情 情 情 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	【大鮎川八分の山浜 【大字清小 【《大字浦】【古大、上、大字清小谷浜【古大、上、大字、大字。 《大字清小谷、八字。《大字。《大字》,《大字》,《大字》,《大字》,《大字》,《大字》,《大字》,《大字》,	当面現行のとおりとする。 ただし、桃生町西八反崎地 区については、合併時におる通学 区域へ変更する。

協定項目の番号 25-26 協定項目の名称 公立学校等の通学区域の取扱い

項目		河 北 町
項目 公立学校等の通学区 区	展 方 巻 市 【荻浜小学校】 荻浜,小積浜,侍浜,月浦,桃浦,折浜 【東浜小学校】 荻浜,小積浜,福貴浦 【渡波小学校】 牧浜,竹浜,狐崎浜,福貴浦 【渡波小学校】 渡波字 磨松、不動下,合地頭,小法師,鹿松山,沖曽根の一部,旭ヶ浦(148番地か5182番地まで),新沼,下榎壇(12番地の1か5164番地の2まで),渋井,転石山の一部,黄金浜,上榎壇、浜曽根の壱,浜曽根山の一部,橋下の一部,念仏壇(43番地の14,46番地か5153番地の4まで),上伊勢均町,松原町,大宮町,長浜町,幸町,渡波町一丁目,渡波町二丁目, 浜松町,伊勢町,松原町,大宮町,長浜町,幸町,渡波町一丁目,渡波町二丁目, 海川市,大塩川,大宮町,長浜町,幸町,渡波町一丁目,渡波町二丁目, 海崎市,大瓜,高木,水沼,真野,沼津,新栄一丁目,新栄二丁目,井内,根岸,沢田野,小友山,広見山,小友,平形,平形日影山,取揚,平形山根,金山,台,平形山(同陽町一丁目,向陽町二丁目,向陽町三丁目,右門町、丁目,右門町、丁目,右門町、丁目,右門町、丁目,右門町、丁目,右門町、丁目,右門町、丁目,右門町、丁目、市門町、丁目、東京、北京、東京、北京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京	【飯町川中四馬 【河小飯大大域大大域 【 福針釜町川 全谷全全全全 北越全北東 大三 川 全全全全 北越全北東 大三 川 全全全全 中全域境福 森輪 中域域域域 学域 全田 全田 学 域域域 安域 全田 全田 大三 中域域域 "
	開北一丁目,開北二丁目,開北三丁目,開北四丁目,元倉二丁目,水明南 一丁目,水明南二丁目,水明北一丁目,水明北二丁目,水明北三丁目,大	

町名・字名等の記載については、現在の各市町の例規による。

専門部会名 教育部会 分科会名 総務·学校分科会

雄 勝 町 河 南 町 桃 生 町 北 上 町 牡 鹿 町	雄 勝 町 河 南 町 桃 生 町 北 上 町 牡 鹿 町 【雄勝中学校】 波板、分浜、水 十三浜字小室 ,	推 勝 町 河 南 町 桃 生 町 北 上 町 牡 鹿 町	推 勝 町 河 南 町 桃 生 町 北 上 町 牡 鹿 町 提勝中学校 液板、分浜、水 浜 原 県 県 東 子 新	推 勝 町 河 南 町 桃 生 町 北 上 町 牡 鹿 町 「推川中学校」 「推川中学校」 大須中学校」 次級 分浜、水 次級 分浜、水 次級 分浜、水 大須 中学校」 大須 中学校」 大須 中学校」 大須 中学校] 大須 中学校] 大須 中学校] 大須 中学校] 大須 中学校] 大須 東		 況				
【雄勝中学校】 【相川中学校】 波板、分浜、水 十三浜字小室 , 浜、向、小浜、 字上の山 , 字大	は腰中学校	は腰中学校 は横下学校	【権勝中学校】 波板、分浜、水 浜魚 県売 船	【権勝中学校】 波板、分浜、水 海桑 呉壺、船 デー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	雄 勝 町		桃生田	T JK F BT	十 鹿 町	調整の具体的内容
波板、分浜、水 十三浜字小室 , 浜、向、小浜、 字上の山 , 字大	波板、分浜、水 浜, 向、小浜、 唐桑、山,穿大 宝, 字猪。 野种明倉、山, 下、中倉、小 上雄勝 一下、中倉、小 上雄勝 一丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁	波板、分浜、水 浜、角、小浜、 唐桑、県、青、折 下、中倉、県、青、原、 中球に、下雄 伊勢丁丁、生雄勝、生 雄勝一二丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁	波板、分浜、水 浜 唐桑、	波板、分浜、水 浜 唐桑、 明春、 明春、 明春、 明春、 明春、 明春、 明春、 明春、 明春、 明春		7.5 115 119				
户神明、寺、折 下、中倉、小淵 上雄勝、下雄 勝、伊勢川、上雄勝一丁目、上 雄勝一丁目、上 雄勝一丁目、上 雄勝一丁目、下下 雄勝一丁目、下下 雄勝四一月、小 雄勝四一月、小 大源、和田、八 、和田、河、大 、和、天 、一、八 、八 、八 、八 、大 、五 、五 、五 、五 、五 、五 、五 、五 、五 、五 、五 、五 、五					【雄板、桑神、噌雄、膀膀膀膀膀膀脚、点、沢、浜、浜、越王東浜 大,須隠、膀胱、桑神、噌雄、膀膀膀膀膀膀脚、向、明中作勝伊一二三一二三十四十分、呉、倉、、勢丁丁丁丁丁丁、田、滝、村、山水中、十分、呉、倉、、勢丁丁丁丁丁丁、田、滝浜、村、山水中、十年、中、大館、校、浜、、原川雄、山、山、山、大、寺立の船、、、 校、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			【相川中学校】 十三浜の山,字小字小字、字小字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字		
				, and the second of the second						

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

公立学校等の通学区域の取扱い

項目		JI,
リロー	石 巻 市 河 オ	- -
		比
	【大街道小学校】 南光町二丁目1番街区,三河町,双葉町5番から10番まで門脇字 上野町,西三軒屋,三軒屋,本草園,本草園前,四番谷地,五番谷地の石巻港臨港線の西側の地域,東上野町の石巻港臨港線の西側の地域 【中里小学校】 中里二丁目,中里三丁目,中里四丁目,中里五丁目,中里六丁目,中里七丁目,南中里二丁目,南中里三丁目,南中里四丁目,水押一丁目,水押二丁目,水押三丁目 【鹿妻小学校】 鹿妻北一丁目,鹿妻北二丁目,鹿妻北三丁目,鹿妻南一丁目,鹿妻南二丁目,鹿妻南三丁目,鹿妻南四丁目,鹿妻南五丁目,鹿妻本町湊字 鹿妻,立石,天神前,鹿妻山(1番地)渡波字 際,早坂山,転石山の一部,山崎,西が崎,卯津木花,根岸前,際前,新千刈,橋下の一部,千刈田,栗林,沖の松井,沖曽根の一部,栄田,浜曽根,浜曽根山の一部	
	【石巻中学校】 中央一丁目,中央二丁目,中央三丁目,立町一丁目,立町二丁目,穀町,羽黒町一	

協定項目の名称

公立学校等の通学区 域に関すること

協定項目の番号

25 - 26

門脇字

五番谷地の石巻港臨港線の東側の地域,東上野町の石巻港臨港線の東側の地域

【住吉中学校】

4番まで

住吉町一丁目,住吉町二丁目,千石町,旭町,鋳銭場,開北一丁目,開北二丁目,開北三丁目,開北四丁目,水明南一丁目,水明南二丁目,水明北一丁目,水明北一丁目,水明北一丁目,水明北三丁目,中里一丁目,中里一丁目,南中里一丁目,駅前北通り二丁目,東中里一丁目,東中里二丁目,東中里三丁目,元倉一丁目,元倉二丁目,大橋一丁目,大橋二丁目,大橋三丁目

【門脇中学校】

門脇町二丁目,門脇町三丁目,門脇町四丁目,門脇町五丁目,日和が丘二丁目11番から13番まで,日和が丘四丁目,南光町一丁目,南光町二丁目,南浜町一丁目,南浜町二丁目,南浜町三丁目,南浜町四丁目,双葉町5番から10番まで,雲雀野町一丁目,雲雀野町二丁目,三河町,潮見町門脇字

本草園, 三軒屋, 上野町, 西三軒屋, 四番谷地, 五番谷地の石巻港臨港線の西側の地域, 東上野町の石巻港臨港線の西側の地域

【湊中学校】

八幡町一丁目,八幡町二丁目,不動町一丁目,不動町二丁目,湊町一丁目,湊町 二丁目,湊町三丁目,湊町四丁目,吉野町一丁目,吉野町二丁目,吉野町三丁目, 川口町一丁目,川口町二丁目,川口町三丁目,大門町一丁目,大門町二丁目,大 門町三丁目,大門町四丁目,明神町一丁目,明神町二丁目,魚町一丁目,魚町二 丁目,魚町三丁目,松並一丁目,松並二丁目,緑町一丁目,緑町二丁目,伊原津一 丁目,伊原津二丁目

湊字

鳥井崎,不動沢,葛和田,藤の巻,田町,町裏山,葛和田山,不動沢山,館山,御所入,御所入山,草刈山,大門崎山,滝尻,須賀松,根上り松,伊原津,大門崎,一里塚,牧山,隠里山,筒場,長浜,鹿妻山(1番地を除く)

町名・字名等の記載については,現在の各市町の例規による。

専門部会名 教育部会 分科会名 総務·学校分科会

					況										調整の日本的力容
雄	勝	町	河	南	町	桃	生	町	北	上	町	牡	鹿	町	調整の具体的内容
															<u> </u>

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25 - 26	25-26 協定項目の名称 公立学校等の通学区域の取扱い										
			現									
項 目		石 巻 市		河	北	町						
公立学校等の通学区域に関すること	目二 「「「「「「「「「「「「「「「」」」」」」」」」」「「「「「」」」」」」」「「「「	前、鹿妻山(1番地) 「地頭、小山、麻栗・中ののは、神崎、海峡、中ののは、神崎、海峡、中ののは、神崎、海峡、中ののは、神崎、海峡、中のの、中の、中の、中の、中の、中の、中の、中の、中の、中の、中の、中の、中の	日, の									

町名・字名等の記載については,現在の各市町の例規による。

専門部会名 教育部会 分科会名 総務・学校分科会

					況										調整の日本的内容
雄	勝	町	河	南	町	桃	生	町	北	上	町	牡	鹿	町丁	調整の具体的内容
									<u> </u>						·

公立学校等の通学区域の取扱いについて

1 提案理由

学校教育法施行令第5条第2項の規定に基づき,市町村の設置する小学校または中学校が,2校以上ある場合において,児童生徒の就学すべき小学校又は中学校を指定,すなわち,通学区域を設定することとなります。

本合併予定区域である1市6町管内には,小学校が43校,中学校が24校,合計で67校があり,それぞれに学区設定があります。

当然,合併に伴い他の学校へ通学する方が合理的な場合も考えられるところでありますが,学区そのものの見直しは,地域の実情,施設状況,少子化の動向,さらには財政状況等を踏まえながら様々な視点から検討する必要があることから,基本的には,現行学区のとおり新市に移行するものとし,合併後において見直すことが適当と考えます。

ただし,地区全域が,行政区域を越えて河南町へ通学している現状にある桃生町西 八反崎については,実態に即し,合併時において,現に区域外就学にあるそれぞれの 通学区域へ変更することとします。

したがって,その調整方針として,「小・中学校の通学区域は,当面現行のとおりとする。ただし,桃生町西八反崎地区については,合併時において,現に区域外就学にある通学区域へ変更する。」としようとするものであります。

2 関係法令

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)

(入学期日等の通知,学校の指定)

第5条(省略)

- 1(省略)
- 2 市町村の教育委員会は,当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては,前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 先進事例

【香川県さぬき市(平成14年4月1日合併)】

当面現行のとおりとする。ただし,新市において通学区域の検討を行う。

【山口県周南市(平成15年4月21日合併)】

新市に移行後,速やかに調整する。

【愛媛県宇和島市・吉田町 , 三間町 , 津島町合併協議会 (平成 1 6 年 1 0 月 1 日合併予定)】

小・中学校の通学区域については, 当面現行のとおりとする。

【広島県庄原・比婆郡4町・総領町(平成16年11月1日合併予定)】

- (1) 小学校及び中学校の通学区域は,当面,現行のとおりとする。ただし,区域外就学等の必要がある場合は,弾力的に運用する。
- (2) 通学区域の再編を必要とする場合は、十分な時間をかけて論議する必要があり、新市において検討する。

石巻地域合併協議会1市6町 小·中学校児童·生徒数一覧

(平成15年10月1日現在)

	万类:	石巻市 河北町		雄勝	RT .	河南町	•	桃生町		北上	-	1つ牛10月1日		
番号	1181		/~JAU#J		*EUX1*	1	7°3 H3 M3		170.±4J		40-11-	_	1±/R5™.	
	学校名	児童· 生徒数	学校名	児童· 生徒数	学校名	児童・ 生徒数	学校名	児童 生徒数	学校名	児童· 生徒数	学校名	児童 生徒数	学校名	児童 生徒数
	石巻小学校		飯野川第一小学校		雄勝小学校		広渕小学校		中津山第一小学校	164	橋浦小学校		鮎川小学校	87
	住吉小学校		飯野川第二小学校		船越小学校		須江小学校		中津山第二小学校		吉浜小学校		大原小学校	75
	門脇小学校		大谷地小学校		大須小学校	57	北村小学校		桃生小学校	129	相川小学校	76	谷川小学校	42
	湊小学校		二俣小学校	127			前谷地小学校	164					寄磯小学校	29
	湊第二小学校		大川小学校	154			和渕小学校	120						
	釜小学校	738					鹿又小学校	224						
	山下小学校	299												
	蛇田小学校	563												
	荻浜小学校	48												
	東浜小学校	28												
	渡波小学校	422												
	稲井小学校	403												
	向陽小学校	473												
	貞山小学校	305												
	開北小学校	415												
	万石浦小学校	477												
	大街道小学校	385												
	中里小学校	351												
19	鹿妻小学校	572												
小計		7,024		731		282		970		452		239		233
うち区域外 就学者数内数		6		1		0		5		2		0		0
	石巻中学校		飯野川中学校		雄勝中学校		河南東中学校		桃生中学校	282	北上中学校		鮎川中学校	56
	住吉中学校		河北中学校		大須中学校	46	河南西中学校	293			相川中学校	46	大原中学校	76
3	門脇中学校		大川中学校	94									寄磯中学校	12
	湊中学校	299												
	蛇田中学校	464												
	荻浜中学校	31												
	渡波中学校	505												
	稲井中学校	199												<u> </u>
	山下中学校	328												<u> </u>
	青葉中学校	353												<u> </u>
11	万石浦中学校	273												
小計		3,541		434		194		577		282		128		144
うち区域外 就学者数内数		8		0		0		3		1		0		0
合計		10,565		1,165		476		1,547		734		367		377
うち区域外 就学者数内数		14		1		0		8		3		0		0

第8回 石巻地域合併協議会日程(案)

- 1 日 時 平成15年12月11日(木) 午前9時30分から
- 2 場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
- 3 報告事項

報告第 号 石巻地域合併協議会第2小委員会(第 回)について

4 協議事項

- 協議第 3 号の2 新市の名称(協定項目3)について
- 協議第 4 号の2 新市の事務所の位置(協定項目4)について
- 協議第 6 号の1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目8)について
- 協議第25号の1 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その1)
- 協議第26号の1 ごみ処理対策事業の取扱い(協定項目25-17)について
- 協議第27号の1 建設関係事業の取扱い(協定項目25-23)について
- 協議第28号の1 公立学校等の通学区域の取扱い(協定項目25-26)について

5 提案事項

- 協議第29号 公共的団体等の取扱い(協定項目16)について
- 協議第30号 町・字の区域及び名称の取扱い(協定項目18)について
- 協議第31号 慣行の取扱い(協定項目19)について
- 協議第32号 国民健康保険事業の取扱い(協定項目20)について
- 協議第33号 窓口事業の取扱い(協定項目25-8)について
- 協議第34号 高齢者福祉事業(協定項目25-12)について
- 協議第35号 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その2)
- 協議第36号 保育事業の取扱い(協定項目25-14)について
- 協議第37号 環境・衛生関係事業の取扱い(協定項目25-18)について
- 協議第38号 農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)について
- 協議第39号 学校教育事業の取扱い(協定項目25-27)について
- 協議第40号 社会福祉協議会の取扱い(協定項目25-31)について

6 その他